

厚岸町議会 第3回定例会

平成25年9月12日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、竹田議員、9番、南谷議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、12番、室崎議員の一般質問を行います。
12番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従いまして、ご質問申し上げます。
1番、救急搬送に対する対応についてであります。
（1）として、救急搬送に対応するため、町立病院はどのような体制をとっているか。
ア、平日の場合はどうか。イ、土曜日、日曜日、休日の場合はどうか。
（2）といたしまして、平成25年7月14日午前11時ごろ、緊急出動した救急車が現場で傷病者を収容した後、その場に約1時間、正確には49分だそうですが、滞在を要したという事実がございます。この経緯について説明していただきたい。
なお、このときは非常に多くの人が見ていたものですから、推測や伝聞がないまぜになって物語ができ上がり、それに尾やひれがついて町の中を泳いで歩いているというようなこともあるようですので、事実を明確にしていきたいと思っております。
2として、情報開示のあり方についてであります。
（1）公告式条例に基づいて行われる町情報の開示についてお聞きをいたします。
ア、公告式条例による公布・公表の意義、目的は何か。
イ、具体的掲示の方法、掲示期間につき、現在どのように行われているか。
ウ、情報開示のあるべき姿にかんがみ、現在、行われている方法で十分と考えられるか。
エ、改良、補完等の措置を検討しているならば、その内容について説明をしていただきたいわけでありまして。
以上で、1回目の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

12番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の救急搬送に対する対応についてのうち、初めに「救急搬送に対応するため、町立病院はどのような体制をとっているのか。」についてであります。まずは救急搬送に対応するための流れについて、その概要を申し上げます。

救急車出動の要請を受けた消防署の担当者から、要請直後に第1報として、患者の氏名、生年月日、住所、通院など、病歴や要請時点の身体状況などの患者情報が電話で通報され、救急担当の看護師が救急記録用紙に記載し、受け付けされます。

この時点では、要請者が患者本人でない場合など、十分な患者情報を受けられない場合もありますが、救急隊が現場に到着し、患者を確認するまでの間に第1報をもとに救急担当医に内容を伝え、医師の指示を受けて、急患を受け入れるためのカルテ、救急医療機材、薬剤の確認など、必要とされる受け入れ準備を整えることを優先します。

次に、第2報、さらには必要な場合において、第3報以降の連絡が入ります。これは直接担当医師が現場の救急隊員と通話をして、患者情報の確認と同時に意識レベル、血圧、心拍、呼吸、体温など、重要となる症状の確認とそれに対し必要とされる救命措置について直接に指示を出すこととなります。

この情報と指示内容は、さきに述べたカルテなど諸準備のほか、血液検査やCTなどを実施する検査技師、放射線技師への指示を早め、病院到着からの治療開始に大きく役立つとともに、救急救命士による早期治療の効果と相まって、患者自身の救命と重症化を防ぐ重要な要素となっております。

また、こうした基本の搬送体制とは別に、患者が尾幌、上尾幌地区といった釧路市に近い地域にいる場合や、専門診療科の受診が必要とされる場合、さらには現在、専門診療科を受診していたり、緊急の場合は直接受診するよう医師の指示がある場合は、町立病院を経由することなく、直接に釧路市内の病院に搬送するよう取り決めも行っていて、こうしたケースも少なくありません。

以上が、救急患者の搬送から町立病院で受け入れるまでの対応の概要となりますが、これら幾つかの基本となる対応については、町立病院と厚岸・浜中消防署により協議を重ね、平成18年6月に「厚岸・浜中救急隊急患搬送対応マニュアル」として取りまとめ、これにより現在も運用中であります。

その上で、「平日の場合はどうか。」についてであります。受け入れ体制は平日、夜間、曜日などによらず、さきに説明したとおりであります。担当する医師は外来診療、あるいは入院診療、または検査などをこなしながら、救急患者がある場合に、その日の午前、午後で当番となっている救急担当医が診療を中断し、救急外来の診療に当たっております。

また、「土、日、休日の場合」については、この場合も受け入れ体制は同じであります。ただし、通常の外来診療は行っておらず、終日、救急外来の診療を行っておりますので、こちらで受診となります。

なお、対応する医師については、曜日などに関係なく、支援医師のある場合は支援医

師が、それ以外は常勤医師が当番制で担当することとなっております。

次に、「平成25年7月14日、午前11時ごろ、救急出動した救急車が現場で傷病者を収容した後、その場に約1時間滞在を要した経緯について」であります。この件については、厚生文教常任委員会委員長から依頼を受けて、町立病院担当者から議員の皆さんにご説明を申し上げたところであります。

先ほど説明した対応の手順に従い、厚岸消防署から救急患者の発生が第1報で伝えられたのが10時54分過ぎ、その後、11時8分ごろに受けた救急隊の第2報で、その時点の患者の容態が伝えられました。情報では痙攣があり、意識がはっきりせず、脈拍が少なく、心電図に不整脈があるというものでしたが、血圧が一定程度保たれていることから、担当医は急変はないものの、循環器系、または脳神経の疾患を疑い、町立病院を経由するよりも、釧路市の専門医の受け入れを紹介するよう判断し、指示をしております。なお、その内容は看護師にも伝えられております。

その後、11時20分ごろに第3報があり、救急隊から釧路市内の救急当番病院に受け入れを要請しましたが、「循環器系以外の疾患は全くないのかどうか、精査してからなら受け入れる。」という返答で、一次病院で診てもらおうようにとの指示を受けたとして、町立病院へ再度の要請がありました。

担当医は、この時点でも状態に急変はないが、依然として不整脈が続いていることから、改めてほかの専門病院の紹介を行うよう指示をしておりますが、結果として、その日の当番病院でないことを理由に受け入れされませんでした。

当然のことではありますが、こうした間でも救急救命士によるさまざまな処置が行われておりました。なお、救急救命士は、以前に比べて行える医療行為の範囲が大きく広がり、車載された機器の性能の向上も図られております。

こうした経過とこの間に町立病院に直接訪れた患者の家族から、患者の病歴など新たな患者情報が判明したこともあり、担当医は受け入れて精査が可能と判断したので、第2報から町立病院到着までは約41分が経過しております。

また、ご質問では、「現場で傷病者を収容した後、その場に約1時間滞在を要した。」となっておりますが、収容は11時8分、出発は11時45分ですから、患者収容から滞在時間は約37分間です。この滞在時間については、患者の病状と処置内容、住居などの状況により大きく変動するところであります。

患者受け入れ後は、心電図検査、血液検査、CT検査など、さまざまな検査を行った後、入院となりましたが、2日後に釧路市内の専門病院へ紹介となり、退院しております。

こうした要請のやり取りは救急搬送の患者に限らず、通常の外来患者で重症である場合など、日常的に照会の作業が行われており、引き受け病院を探す時間に手間取ることも珍しいことではありません。

いずれにしても、救急指定病院である町立病院の役割としては、全科診療体制を基本とした体制構築を目指すと同時に、救命にかかわるような専門科による精密検査や治療が必要とされる場合は、総合病院への紹介も速やかに行って患者が安心し、信頼できる診療に心がけてまいりたいと考えております。

2点目の情報開示のあり方についてのうち、初めに「公告式条例による公布・公表の

意義、目的は何か。」についてであります。まず公告式条例による「公布」の意義、目的については、条例や規則を例とした場合、基本的に条例や規則は広く町民一般に適用されるものであり、成立した条例の規則を町民に広く公示し、町民が知り得る状態に置くことによって、対外的拘束力を持たせようとするものであるとともに、制定された条例や規則を町民が知り得る状態になれば、その順守が期待できなくなること、条例や規則を知らなければ、そのために不測の不利益を受ける人が出てくることのないようにするためのものであると考えます。

また、公告式条例による「公表」の意義、目的については、「町長の定める規定」、「議会の会議規則、傍聴人取締規則、その他町の機関の定める規則」、「町の機関の定める規程」のうち、町民、その他の外部的な事項にかかわるものを同条例第2条の規定に準じて「公布」することになりますが、条例や規則の「公布」とは違い、それによって法的効果が発生するわけではなく、また、対外的拘束力を持たせるものでないものの、町民が知り得る状態に置くことによって、一定の行政目的を達成するため、町民に広く公表して周知するためのものであると考えます。

次に、「具体的揭示の方法、揭示期間につき、現在どのように行われているか。」についてであります。揭示の方法は、厚岸町公告式条例第2条第2項の規定により、役場前と湖南地区出張所前にある揭示場に条例や規則であれば1枚目の公布文を前面にして揭示しております。

また、揭示の期間は、縦覧期間や閲覧期間などの記載がある告示を除き、概ね1週間としております。

次に、「情報開示のあるべき姿に鑑み、現在行われている方法で十分と考えているか。」についてであります。現在、厚岸町が行っている公布等の方法は公告式条例の規定に基づくものであります。一方、厚岸町情報公開条例第24条「実施期間は、町民が町政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、高度な情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により、情報提供施策の充実に努めるものとする。」との規定があることから、情報開示のあるべき姿に鑑みますと改善をすべきものと考えます。

次に、「改良、補完等の措置を検討しているならば、その内容について説明していただきたい。」についてであります。これまでも町としてはホームページに町の例規類集を掲載しておりますし、広く公表するものについては、その都度掲載してきたところであります。今後、揭示場に揭示した条例や規則などの公示文書はホームページに掲載することにしたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、救急搬送に対する体制の問題であります。今も町長の答弁のうちの総論部分です。これについては私どもも普段からお聞きしておりだと、そのように思っておりますし、その点で町立病院が現在、夜間救急指定病院としてももちろん、平日の診療時間内においても十分な対応をとる体制をとっていると、そのように信じてお

ります。

それで、町立病院というのは正式法的にいうとまたいろいろと問題、不正確な言い方になるかもしれませんが、厚岸、浜中地区における準中核病院と言ったらいいでしょうか、中核病院と言い切ってもいいでしょうか、そういう位置を持っている病院ですよ。そして、厚岸町、浜中町の地域医療というものを支える重要な病院であると、この点についてはもう皆、共通認識を持っていると思うのです。

それで、この病院とか、それから今回、ちょっと関係ありますが消防とか、こういう機関が正確にその役目を果たしてくださるからこそ、住民、町民は皆、枕を高くして寝ることができますし、安心して暮らすことができるわけです。そういう信頼の上に町立病院というのは成り立っているわけです。

それで、この総論部分については全くそのように行っているのだよということで、私もお聞きしていてそうだろうなと思いましたが、つけ加えることは特にないわけですが、1にお聞きしますが、夜間や休日に限らず救急搬送はあるわけです。この救急搬送や、あるいは緊急な形で町立病院に連絡があった場合、これの受け答えに関する記録というのはどのような体制の中でとられているのでしょうか、そしてそれは一元化されているのでしょうか。

場合によっては、今日、日本もだんだん訴訟社会になってきていますので、こういう形で町立病院に電話を入れたのだけれども、こんなふうな扱いを受けましたというようなことによって、よってかくかくしかじかの結果がもたらされましたというような万が一訴訟ないし、それに準じるようなことが起きた場合、いやいやそうではありません、町立病院としてはこのような対応をしておりましたということが言える証拠となる、きちんとした記録を一元化してとっておくことが必要だと思いますが、その点についてはどのようになっているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 救急の受け入れ時点での、まず1点目ですけれども、受け入れの受け答え、記録というお話しですが、答弁書の最初のほうにも記録されてお答えしておりますが、まずこれは救急隊からの通報に限らず、どういった場合もまず患者の情報が担当の当番の看護師に伝えられます。

その時点で、救急記録用紙というものが用意されております。救急記録用紙には患者の氏名ですとか、生年月日ですとか、その時点での、電話での主な主症と言われる症状です、その記録。それから意識レベルですとか、そういったものが記録されます。

第2報において、次に直接医師が受けると、その情報を救急外来で一つにまとめて、それが記録されて、保存されますけれども、これはあくまでも搬送時点の期間中の内容ですので、患者が受診し、受け入れが終わり、ほとんどの方が自宅へお帰りになるのですが、翌日にはこれは破棄されるということになります。搬送期間中の必要な記録は残らないということになります。

救急搬送ですから、役割が二つに分かれると考えております。搬送部分と受け入れ部分、我々町立病院としては受け入れ部分でありますので、患者はあくまでも受け入れた

時点からの記録が残るということを心がけております。

それから第2点目ですが、そういう意味では役割がはっきり分かれておりますので、訴訟の問題等とも考えられなくもありませんけれども、そこは搬送の業務を担う厚岸消防署であるとか、浜中消防署がきちっとした記録を担うべきだろうと思いますし、あくまでも町立病院は医療ですので受け入れてからの記録ということを主体に考えておりますので、ここは分けて考える必要があるのではないかと考えております。

万が一、それを残したにしても、救急隊のほうが明らかに救急隊という業務の中では記録が重んじられるわけですので、それらをやはり参考にする、我々病院としてもそちらにゆだねるということになると考えてございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。そうすると、少なくとも救急車が出動してのやり取りについては、消防に残った記録が全てであると、町立病院はそれに従いましょうと、こういうことなのですね。

それで、これは25年7月29日の厚生文教常任委員会に厚岸消防署から出た回答ということになるわけですが、これを読みますと、まず文書がございまして、この部分についてなのですが、7月14日の救急出動時の現場では長時間、49分の滞在を要したところですが、搬送先の町立病院が傷病者の病状から専門外であり受け入れができないと判断され、釧路市内の当日の当番病院、釧路三慈会病院にその旨を伝え、受け入れを要請しましたが、町立病院で一度診てもらってくださいと断られ、再度、町立病院に収容要請をしましたがやはり専門外なので釧路の循環器・脳神経内科を診れる病院に搬送してくださいとのことで、さらに車内から孝仁会記念病院に要請するが断られ、次に市立釧路総合病院に要請しましたが、これも断られ、最終的に町立病院に収容したことから時間を要したものでありますと、このような記載があります。

それから、時間を追って7月14日の救急出動時系列というのがありまして、覚知、知ったということですね、これが10時54分、出動10時55分、現場着10時56分、町立病院受け入れ要請11時08分（専門外）、三慈会病院受け入れ要請11時14分（一次病院で診てもらってください）、町立病院受け入れ要請11時20分、専門外釧路の循環器・脳神経内科を診れる病院に搬送してください、孝仁会病院受け入れ要請11時24分、当番外、市立釧路病院11時31分、当番外、町立病院受け入れ要請11時43分、受け入れ了承、現場発11時45分、町立病院着11時49分、町立病院発12時16分、帰署、消防に帰ったということですので、12時21分と。このように時系列での箇条書きも入っております。

今の町長の答弁書を読むと、あれは約1時間ではないよ、37分だよと言っているのだけれども、何を根拠にこういうことを言っているのか。消防に倣うということを書いていながら、消防に倣っていない。間違いと聞き違いは幾らでもあることだから、その点についてはあえて申しませんが、これは49分が正しいと、そのように思いますよね。

それで、こんなことは些末な問題で、ここからお聞きしたいことなのですが、かつて町立病院が大変な時期に町民の中にもいろいろなそれに関心を寄せる人たちがいまして、集まって、町立病院を町民みんなで応援しようというようなことで、会の名前はもう忘

れましたが、厚岸の地域医療を考える会というものができました。今、町立病院を支援してくださっている札幌医大の山本教授もこの相談に乗ってくれました。

そこでいろいろな話が出ました。町立病院の関係者の皆さんも入って、膝を交えているいろいろな話をしたのです。そのときに、救急車の話が出ました、救急車をタクシーがわりに使うようなことが都会ではあるが、厚岸では余りないようだというようなことも言っていました。そのときに、一部の方から尾幌や、そういう釧路に近いほうでぐあいが悪くなった方が、町立病院に1回入って、それから釧路に搬送っておかしいではないかと、真っ直ぐ行ったほうが近いではないかというようなことに関しては、町立病院のお医者さんや、あるいは当時の事務の方や看護師さんのほうから解説が、説明がありまして、救急車が来て、またすぐ折り返し行っているというふうに外から見れば見えるけれども、そうではないのだと、町立病院に入るといって、その三次医療の大きな病院の専門医と連絡をとって、まず町立でできるような処置をして、そして送る。あるいは、それ以外についてもいろいろな判断の助言や相談を受ける、そういう体制になっていると、だからまず町立に入るといことは決して無駄ではないのだと、その時間もないような判断のときには、それは直接行くことだってあるんですよと、こういう話があって私どもそこにいた、いわゆる素人がみんな「なるほどな」と、やはり町立あつての我々の生活だと、そのように思いました。

今回のお話を聞いていると、町立は受けるか受けないかだけであって、それも専門医がいなくて受けられませんかというだけであって、それ以外の部分に関しては一切関与しないというふうに少なくとも町長の答弁から受け取れるのだけれども、あのときの話はその場限りの話だったのですか。それとも、現在もそういうことは願っているのだけれども、諸般の事象でそんなことはやられていないよということになっているのですか、この点について町立病院の体制という点でお答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず1点目の時間経過についてのお話がありましたので、きちっと明らかにしたほうがいいと思いますので、49分だろうという今のご質問ですが、町立病院受け入れ要請時点は11時8分です。ここから受け入れ後の経過時間ということですので、出発が11時45分ですから、約37分間というふうにお答えをさせていただいた内容であります。

それから、釧路に近いほうを、ただ近いだけで釧路に送っているかという事実は全くありません。その症状、患者の容態、それをドクターが判断して、町立病院のほうに送っていい場合と、釧路のほうに送っていい場合をあくまでもドクターの判断によって指示するということですので、何ら当時と今も変わっていないというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私が聞いているのはそんなことではない、それからその37分だって随分こ

わっているけれども、あなたのほうで滞在時間というふうに答弁したのだよ。滞在時間というのは、救急車がとまっている時間ですよ。町立病院に要請があった時間ではないですよ。そんなことはいいのだ。そんなことで時間とりたくないから、それについて答弁してくれとは言いませんから。

私が申し上げるのは、町立病院がその専門医のところに運ばなければならないような患者が出たときに役割を果たさないのかということなのです。それはそっちでやってくださいといって蹴っ飛ばすのが町立病院のやり方なのか、それだったら今、町の中流れている、私は相当にフィクションが入っていると思うのだが、その結論を一生懸命後押しすることになってしまう。

町立病院の病院概要というところには、夜間救急指定病院とあります。診療時間というところには、午前9時から午後4時まで、土日祝日は休診となっていますが、ただし急病、救急の方はいつでも受け付けいたします。このように書いてあるのですが、今の話だと不親切ですね。（専門医のいないときはお断りします）と書かなければならないでしょう。

私が言っているのは、町立病院で受けたら100%町立病院でやれなんていうことは言っていないですよ。でもね、町立病院が一旦受けて、そこから搬送するためのいろいろな処置というのはできるのではないかと思う。そういうことも含めて、全て当日のそこに滞在している医師の判断に丸投げなんですか、町立病院としてはこういう体制をとってやりたいんだというものはないので、その点についてお話しをお聞きしている。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 救急指定病院ですので、あるいは厚岸町厚岸郡の唯一の入院医療施設を持つ病院ですので、救急患者が出ましたら必ず町立病院が受けると、ただしその病状、症状に関しては医師の判断に基づいて緊急を要する場合、あるいは精査が必要な場合は直接行ってもらう場合もあり得るということで、これまでもそういったケースは何度もございます。

ただし、一旦、町立病院が引き受けて診察をする初期救急を行うという基本的なことは以前と今も何ら変わっておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、これは例外中の例外であったと、三慈会病院は一次医療の施設で診てもらってくれと言っているのだけれども、その後も町立は断っている、だから三慈会の判断は間違っている、こういうことになりますね。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 断っているではありません。そういった循環器系の疾患も疑われるので、受け入れの要請をしているということでもあります。文書は専門外とい

うふうになっておりますが、当然、うちの病院は内科、外科、小児科しかありませんので、それ以外は全部が専門外となります。専門外にひとくくりしてしまうと、専門外というお話しになってしまいますが、患者の立場になれば総合診療体制ということで受け入れてはおりますけれども、その後の診療を考えればいち早く釧路に送ったほうがよい場合もあるということで今回もそういう対応で、釧路市のほうの一次救急受け入れの病院は内科ということですので、循環器系を疑ったということに対して精査が必要ではないのかという釧路市の病院の判断もあったということでさらにその心臓系の疾患を診れる病院はないからほかに問い合わせしてくれという要請を行ったということであります。決して、町立病院が受け入れを拒否したとか、そういうことではございません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 拒否はしなかったけれども受け入れはしなかったと、こういうことですね。わかりました。

町内にはこんな言葉使いたくないのだけれども、たらい回しというのは都会だけじゃないんだよなと、厚岸だって幾らでも起こるのだと、それを目の当たりに見せられた、こういうような印象を持った方が随分いて、そういうことを言っていますね。これは、町立病院の信頼を著しくそぐものだと思いますので、ただそれはできないのだと言うのであるならば、やはりそのことはきちんと今言ったような事情で脳神経外科なんかを疑われるようなときは町立では診ませんよと、真っ直ぐ行ってもらいますよ、町立を経由しないで行ってもらいますよということがあるんですということは町民にきちんと、こういうわけなんだから、こういうふうになるのだということを周知する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

町立病院の開設者として、今後、救急患者に対する搬送含めた医療体制であります。町立病院は全ての住民の生命と健康を守るという極めて大きな意義があるわけでございまして、当然、救急患者も受け入れをしなければならぬ、先ほど説明があったとおりであります。

しかしながら、救急救命士と医師の連絡の中で最終的の判断は医師の判断であります。どこに搬送するかということでございまして、今回の事例については医師の判断によって釧路市内へと、専門医へとという判断でございまして、まれの例かということでありますが、あくまでも医師の判断でそのようになったということでございまして、やはり町立病院といたしましては今後とも町民との信頼関係が大事でございまして、いつ来ても診療体制が整えるようなことが一義的ではありますが、救急の場合はそういうことであるということをご理解いただきたいと思っておりますので、今、ご質問等がございましたけれども、やはり信頼できる町立病院ということが一番大事なことでありますので、今後ともそのことを心がけながら町立病院の体制を維持してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 次の質問に行きます。

情報開示の問題であります。公告式というふうに言われるのですね、僕ら素人が言うと掲示板に、ガラス戸の中に張ってある、あのやり方ですね。公告式というのは、公告の方法というような意味なのでしょうか。

昭和25年に公告式条例というのができているのです。これをずっとひもといてみましたら、公告式条例の原形というのは物すごい古いのですね、明治21年ですか、明治44年に条例及び規則は一定の公告式によりこれを告示すべしとされていたのです。昭和21年に条例及び規制を発効するときは、地方刊行の公告によるべしという地方自治法がそのようにできたのです。

ところが、これに関して紛争があったらしい。そして昭和25年に最高裁判例が出ているのです。昭和25年に地方自治法も同じ年に改正されているとって今日に来た。地方自治法が25年に改正されたときにモデル条例ができて、全国にこれがばらまかれた。それに従って、厚岸もこの隙間の空いているところに厚岸町というはんを押して、それをもって条例をつくったのでしょ。全国全く同じですね。

そういう形で今の公告式条例ができて、それから既に60年、もっとたつのかな、私の生まれる前ですか、それでずっと100年一日のごとく、ガラス戸の中に重ねた文書が画鋐で押しあつたり、あるいはこよりで閉じた1冊の、それこそ本のようになったものがぶら下がっていたりして、はいこれで告示は終わりましたということになっているわけです。

それで、今の町長の答弁の中にも、いやこれで十分だとは考えていないのだというお話がありましたので、十分かどうかということについて議論する必要はないと思います。これが十分でないのは、誰だってわかるはずですよ。公告の趣旨からいって、こんなものでもっていいということにはならないですよ。あえて憲法の九十何条を引っ張り出して、地方自治の本旨、住民自治がどうのこうのなんていう以前の問題というふうに思われます。

それで、ちょっと念のためにお聞きいたしますが、昭和29年福岡高裁の判決があるのです。これを見ますと選挙に関する告示文についてだったのですが、数葉の要旨を表裏に記載し、これを重ねて、合わせてその右肩にこよりを通して掲示台のくぎにつるし、掲示台の全面には金網を張り、裏面入り口の扉には施錠をし、表にいた告示文書の一用紙の半面しか展示されないような掲示方法をとった場合、その告示は単なる形式に留まり、告示の目的を達したものと認めることはできない。非常に具体的な判事があるのですが、これはご存じですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 大変申しわけありませんけれども、その福岡高裁の件につきましてはご承知しておりません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうだと思うのです、全国で無視しているのです。

だけでも、これは昭和29年にこういうのが出ているのですね。そしていまだに改良されないできているのです。これはもう行政の怠慢としか言いようがないですね、厚岸に限らず。

それで、その情報公開条例を引っ張ってきて十分でないというふうにおっしゃったこの対応というのは、私は非常に適切だと思っています。ただ、改良のほうを見ますと条例や規則などというふうに限定しているのですが、この情報公開条例では町民が町政に関する情報を迅速、容易に得られるようにと書いてあるのでよね。そしたら、何で公示されるいろいろなものの中、町政に関しないものが一部紛れ込んでくることがありますよ、告示の中には。裁判所で告示をするときに官報に記載するのですが、その官報の記載にかえて市町村の掲示場に掲示を命じることができるというのがありますから、このときは町政に関するものではないですよ。それ以外は恐らく公告式条例で告示公表されるものが全部町政に関するものだと思う。

そうすると、あえてここで限定する必要はないですね。その点についてはいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 答弁書の中で条例や規則などということで、代表的なものだけをちょっと記載をさせていただいて、その他のものについては今回、要求資料の中でそれぞれ告示文書等お示しをさせていただいておりますけれども、これら全てのものについて、まず内容的には今後、検討の余地はあるかと思っておりますけれども、これらの表題、あとは中身まで見れる形をつくっていきたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 次に告示期間です。公告式条例には何日間、あるいは何週間、何カ月、何年、告示しなさいという規定がないのですよ。そうすると、あそこに張って、それで恐らく戸を開けてこうやるのでしょうか。一旦、戸を閉めて、すぐ外して、はい告示しましたと言ってもいいわけですね、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 答弁書にもあるとおり、今現在では1週間程度というふうに設置しておりますけれども、基本的にはさまざまなインターネット広告式を行っている市町村を見ますと、長くて2カ月ということのようでもありますので、その辺についても改めて町の例規類集がうちのホームページでも見れるようになっておりますけれども、これが改められ

るのが約2カ月程度と、議会が終わって、条例であれば議会が終わってから2カ月程度ということでもありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 私は公告式条例の改正を考えるべきだと思っています。おおむね1週間とか、いやあれをやるのに事務手続き上、2カ月かかるからそのぐらいは公告しておいたほうがいいと思うとか言っても、そんなものは思うだけの話であって、法的根拠何もないのですよ。

それで、いろいろなネットでこれに関する解説を見ましたら吹き出すような解釈をしているのがありました。民法の98条の公示による相手がわからなかったり、所在を知ることができないとき、公示の方法による意思表示をどうやるか、そのときには相手に到達したものと見なされるのがいつかというようなものがある、それによるのだというようなものがありまして、これは無理というものですよね。それに倣ってこういう条例をつくりましたというならわかるけれども、だからネットなんか書いてある解説というのは、玉石混淆もいいところなんだと、こちらで選ばなければならないと改めて思ったのですが、やはり今の公告式条例に少なくとも告示の方法に、掲示の方法に関しては住民が十分に覚知し得る方法でなければならないという一考と、それから告示掲示期間というものを入れなければ、今インターネットでもって後から載せますとかいろいろなことを言っているけれども、法的根拠がないですよ。これはやはりきちんとすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今ここで何日間ということは、はっきりと申すことはできませんので、この辺、研究させていただいて、条例に規定ができれば、できるかできないか、またどのぐらいの期間でということについても、改めて研究させていただきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それから、すぐにでもできる改善というか、補完方法があるのですよね。ホームページに載せます、掲示上に掲示したものがそっくりホームページに載せますと言っている市、村はちょっと見なかったけれども町は幾つか見ました。

ただ、よく見ると事務手続き上、時間がかかるので1カ月ごとまとめて載せますとか、それから相当の時間がかかりますので、後日になりますとか、そんなのが結構あるのですが、あれは意味ないですね。

それで、それからもう一つ、私は年代が年代なものですから、何でもホームページにというのに対しては非常に疑問を持つのです。私の同年代の、私を含めてですがコンピューター余り得意ではありません。そういう人たちがホームページに載せましたよ、

周知しましたよというふうに特に国は何でもホームページに載せてあるから、それでいいじゃないかという言い方をしますが、あれは一種のアリバイづくりであって、では実際に見られるのかといったときに、コンピューターを持っていない人は見られないですよ。

だから、ホームページに載せるのは決して悪いことではないのだけれども、それはどこまでも一部の人間でしかないと考えるべきだと思うのです。そうすると、誰でも見られて、そしてすぐにできる方法の一つあるのです。それは写しをつくって役場と支所のしかるべき場所に置いておけばいいのです。告示したとき同時に、掲示したとき同時に、そうすると今のやり方でまだ直す前であったとしても、タイトルは見られるわけですね。そうしたらその中身を見たい人がこちらへどうぞというわけで、それは自分で手で取って見れるわけです。

町によっては、かぎをかけないであるから勝手に開けて見ることはやる気になれば可能だからいいのだというようなことを言っているところがあるようですけれども、これは牽強付会というものですよね。やはり、情報公開の最も原初的なものがこの告示だというふうに思っておりますので、これについてはやはり情報公開条例の精神を十分に体现できるようにご検討し、速やかに改良していただきたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ただいま室崎議員から前向きなといいましょうか、公告式のあり方についての考え方が画期的であります。私も受けとめました。

ご承知のとおり、地方自治法第16条4項、5項で、公告式が決まっているわけであります。その法的には広報に掲載をするということだけなのです。ですから、今もご指摘があった前向きなお話し、これは私もこれはいい方法だなと、これから総情報開示時代でありますので、しなければならないということを考えましたので、今、いろいろご意見がありましたけれども、研究させてください。

そして、よりよい厚岸独自の公告式条例をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、7番、金橋議員の一般質問を行います。

7番、金橋議員。

●金橋議員 第3回定例会の一般質問に当たり、通告してあります質問事項についてお伺いいたします。

厚岸町のサイクリング観光についての取り組みについてであります。

(1) サイクリングの観光振興に向け、釧路管内の8市町村や各団体が協議会を発足

させる予定というがどのような内容か。

ア、厚岸町の他市町村との連携について。

イ、厚岸町の台湾観光客への取り組みについて。

ウ、道央圏、主に札幌圏になりますが、そちらのほうの観光客への働きかけはどうか。

エ、厚岸町は今後サイクリングの観光について、どのような考え方をしているか。

これは、これからいろいろと広がりが出てくると考えられます。このことについてお問い合わせいたします。よろしくお問い合わせいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、金橋議員のご質問にお答えをいたします。

厚岸町のサイクリング観光に対する取り組みについてのうち、初めにサイクリング観光の振興に向け、釧路管内の8市町村や各団体が協議会を発足させる予定というのとはどのような内容か、厚岸町と他市町村との連携についてであります。近年、自転車を観光ツールとしたサイクリング観光が国内外で注目を集め、道内においてもその動きが活発化してきております。

その理由に、北海道の広大な地形とさわやかな気候、砂利道などのない舗装された走りやすい道路などが上げられると思います。また、健康志向や環境意識の高まりなどにより、自転車に対する移動手段としての価値が見直され、自転車人口が増加してきていることも一因と言われています。

釧路管内の8市町村で構成する釧路地域活性化協議会では、本年度の事業計画の一つにサイクルツーリズムの推進を掲げておりますが、国内や台湾などでのサイクリングに対する関心が高まる中、当地域においても受け入れ環境等の整備や情報発信を積極的に行い、誘客を図ろうとするものです。

管内において既に摩周湖観光協会がこうした取り組みを初めておりますが、道内の中では、中でも道東圏は立ち後れているのが現状であります。このため、本年度は管内市町村を初め、釧路開発建設部や釧路総合振興局、釧路空港、輸送関係の団体などによる協議会を発足させるため、10月上旬から担当者レベルの協議を開始し、11月上旬に設立させ、その後、サイクリングマップの下地となるルートづくり、サイクルスタンドや空気入れなどを備えた休憩スポットの選定などを行う予定と聞いております。

来年度には、多言語表記によるサイクリングマップの作成や休憩スポットの整備を図るほか、国内最大規模のサイクルイベントへのプロモーション活動などを展開し、サイクルツーリズムの普及、拡大に努めることとなっております。

次に、厚岸町の台湾人観光客への取り組みと道央圏の観光客への働きかけについてありますが、サイクルツーリズムに対するノウハウを十分に持ち合わせない現状においては、11月にも発足する協議会での議論を通じ、厚岸町としての役割や可能性を勉強した中で必要な取り組みを図ってまいりたいと思います。

次に、厚岸町は今後、サイクリングの観光についてどのような考えをしているのかについてありますが、これまでの質問議員からの一般質問の中でもお答えしているとおり、本町の今後の観光振興においてはエコツーリズムの推進は大変、重要であると認識しており、こ

のサイクルツーリズムもその一躍を担うものと思います。

また、町内での周遊・循環・滞在時間の延長による地域経済への波及効果を増す取り組みの一つとして、有効なツールだとも思います。

厚岸町の観光振興においてさまざまな課題や問題を抱える現状の中で、何もかも一同に実施することは困難で、厚岸町にとって何が最も有効な手段なのか、優先すべきことは何なのかを見きわめながら順を追って事業展開すると考えており、先ほど来、申し上げておりますように今後、立ち上げられる協議会の一員として参画する中で、今後の取り進め方などを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 それではちょっと具体的に、私が実際に体験している中で担当の課長のほうとはちょっとやり取りしたいなと思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

新聞記事の中で、平成25年7月12日の新聞記事に人気が高まりつつあるサイクリング観光の振興に向けてということで、これは今、そちらのほうからお話しいただいたとおり8市町村や関係団体がということで、確かにそのとおりに進めているというのがわかりました。

そして、そのほかにモデルルートや空気入れがある場所を記したマップ作成というのは、それは重要なことであります。これは、厚岸町もやはりやっていかないと、ほかの市町村に立ち後れるということになると思いますので、すぐには言いません、できるだけこつこつと次の人たちにつないでいかなければ立ち後れて、ここの観光が遅れていくということになると思います。

それで、そのほかの新聞記事に載っていることで、私がやはりちょっと目については、ここです、釧路管内は夏の時期の涼しさや広い道路、適度な高低差など、サイクリング客を呼び込む潜在能力が高いということは、全くこれはそのとおりだと思っております。もう一つ、全く模範解答でしたが、健康や環境重視の志向を背景にということ、全くそのとおりだと思っております。

そのほかに、国内外でサイクリング愛好者が増えているというのは、確かに私も別のいろいろなことで車で歩いても道路の端を自転車で走っている人たちがたくさん、ことしの夏は震災から大分たってきているというのを確認しております。

もう一つ、その中の新聞記事の中で、特に台湾は人口2,300万人のうち、約1,200万人に上るとされているという、そのサイクリングの愛好者です。ということは、厚岸町がどうこうではなくて、釧路市がご努力をされて、台湾の観光の方をこちらのほうに、釧路市内に來ていると、厚岸町は距離はどのぐらいの距離にあるのですかということと考えると、誰が考えてもそれは、その次、何やるかというのはわかることであります。

そして、私もいろいろとそのことについて実際に体験しているものですから考えてみると、まず釧路市内から大体50キロ、根室まで80キロ、これを考えるとすごくいいところがあるのですね、ここ。それを考えると、そしてここには特色があります。色があります、特色があるのですこの町は。ほかは、大体同じような山村地帯は大体そういう感

じということではないのです、ここは前から私が一般質問しているとおおり、話ているとおりの条件がいろいろと揃っています。

ちょっと私事になりますけれども、ちょっと少年と私のかかわりがあるって、ネイパル厚岸に4泊5日で小学校5、6年生と一緒に走って、大体1日6、70キロの行程で、一つはオホーツクの夕日を見ようと子どもたちが企画して、厚岸町、標茶町、野上峠を越えて小清水町、網走市、常呂町まで行って、それでバスで帰ってきたのですけれども、そういう事業だとか、あともう一つは阿寒湖のまりもを見てみようということで、企画して釧路市から山花キャンプ場、阿寒湖畔キャンプ場、鶴居村キャンプ場、そしてまた釧路市という形で帰ってきた、そういう事業も実際にやっております。これは募集人員が多いので、大体限定して、大体72、30人ぐらいしか受け入れできないので、それなりのことはやっております。

もう一つ、ちょっと変わった事業があるのですが、ほかの管内とぐるっと回って帰ってくるという事業がありまして5泊6日、中学校1年生から3年生の走行距離は大体、最初は20キロ、20キロで、一番最初の20キロ近くの部分は行程を話しますと羅臼町から知床峠、自転車で上ります、そして斜里町、弟子屈川湯駅前の足湯に浸かって、それから標茶町、釧路市の山花キャンプ場です、それと釧路市内と、これをやると普通は誰もこんな行程270キロを自転車で歩くということは、大体普通、大人はそれだけは無理だと思いますけれども、彼ら中学生は大丈夫です、全く大丈夫です。そしてある程度、年齢の、本当に自転車は大体走るよりは楽なのです。100キロぐらいは大丈夫です。皆さんご存じのとおり、それなりの年代の人たちは100キロや、そのぐらいの部分は1日行程としては大丈夫です。

そういうようなことを含めて、いろいろと新聞記事にも書いてあるのですけれども、6月には弟子屈町内で長距離を楽しむ第1回グランfond摩周が開催されたということと、釧路市は本年度、釧路空港に収量のスタンドを備えたサポート施設を設備するなど、各自治体が自転車観光のほうの、そういう熱というのは高まっていると。釧路市は、この地域の優位性を売りに長期滞在者の増加にもつながればということで、観光振興室が行っていると言いますけれども、振興室ではなくて長期滞在というのは恐らく企画部門のほうだと思うのです、釧路市ですね。釧路市がその企画部門と観光部門が連携して進めるということですのでけれども、恐らくそれを考えると台湾のほうに釧路市は売り込みをいろいろかけていると、官庁含めて。お客さんが来ると。

今、言ったように、まずこちらに来たら台湾のほうで釧路市、釧路市と釧路市は言っていますけれども、ほかにも近隣ってありますよと、たった50キロです、釧路から厚岸町は。それであれば、やはりもうちょっと攻めの方法でアタックしていかないとだめではないかと、ここにはカキがあるのです。カキもあるし、いろいろな歴史的なもの、それを含めてあるのです。ですから、それを売っていくということになると、整備の部分で私は事細かく重箱の隅をつつくようなことは言いません、概論として今後、大枠の中ではこれはちょっと課長とお話しをしたいのですが、そういうような例えば、ここにそういう駐輪場がありますよとかというマップとかをつくれそうでしょうか。ぼやけた話し方です、つくれそうでしょうか、どんなものでしょうかお願いします、その辺のところ。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

先ほど釧路地域活性化協議会で、管内の市町村、それと国、今、開発ですけれども北海道釧路総合振興局、それと輸送関係、これは自転車をそれぞれの地域に持ってくるために、あるいは移動するときに苦勞しているという事情も先行的に取り組んでいるところでそういうことがあるみたいです。

そういった課題を含めて、そういった関係者が集まって協議会をつくるわけです。こういった動きになったのは、活性化協議会というのはご承知のとおり22年から発足して、26年までということで、来年度には基本的に解散するという見通しの中で動いている団体でございます。

ここは、観光と物産に特化した管内の地域振興を図っていくという目的の中で動いている、その中で25年度の取り組みとしてインバウンドと言われる海外から国内に入ってくる観光客、インバウンド観光を振興するためのということで、いろいろ釧路管内も取り組んでございますが、その中で実を結んだ一つは台湾の復興航空の定期便化ということが出てきています。これが好調というか、インバウンドのほうが好調なのですね、アウトバウンドはまだちょっと問題がありますが、そういった中では定期便をさらにまたふやそうという動きになってきていると、その台湾のお客さんというのは従来の温泉に入る、景色を見るという方々だけではなくて、今、質問議員が言われたようなサイクリングにすごい関心を持ってきている、でもこの釧路空港においてサイクリングをやろうとしても、例えばパンクをしてしまった、あるいはどこかで休憩をして何かをしたいといったときの自転車の立てかけておく場所がない、どういうルートで回っていったら楽しい、この地域を楽しめるのだろうかというマップがないというような状況から、この地域活性化協議会のほうでは25年度、先ほど町長からの答弁にもありましたが摩周湖観光協会がいち早くサイクリングツーリズムのほうに取り組んでいるということもあるものですから、そういったノウハウをこの協議会のほうに入っていていただいて、いろいろ助言をいただきながら、この管内でサイクリングツーリズムを進めるための課題を整理をして、そしてサイクリングツーリズムの振興を図るときにはどういったことが必要なのだろうかということを検討して、来年度には管内の最低限の整備をするという方向の中で今、ことしから検討しようということで、先ほどマップを、ルートを決めて、マップをつくって、そのルートを決めるのであれば、そのルートの中でどこに休憩のポイントが必要なのか、どういった設備が必要なのか、そういったものを協議した中で来年度、実際に最低限の整備に向けて取り組むと。

ただ、そういった協議をやったとしても、活性化協議会は26年度で解散するということになるものですから、その活性化協議会が中心となるよりも、今、音頭をとって、管内そういう協議会をつくって、検討して、事業化すると、そうするとその27年度以降にも結びつけるだろうという考えがあって、こういった協議会を発足させるということでございます。

厚岸町としてどうなのかということでございますけれども、活性化協議会のメンバー

でもあり、この立ち上げようとしている協議会に厚岸町も入ります。ルート上にも当然、厚岸のルート、一つのルートではありませんから、幾つかのルート考えられるでしょうから、その中で厚岸町であればどういったルートがいいのか、あるいは厚岸町だけでなく、近隣の町とのつながりを考えた場合にどのルートがいいのか、あるいは厚岸町の魅力を訴えるためにはどういった見せ方をするルートを走らせたらいいのかという検討がされると思います。

その中で、それでは休憩のポイントはどこに置いたらいいかという議論が入って、その整備に当たって、できれば活性化協議会の予算の中で対応できればいい、これは厚岸にとっていいことですけれども、そういったものを含めてことしから検討を始めるということでございますので、厚岸町もそういったルート沿いになって進めることにはぜひ参画をして進めていきたいという考えでおります。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 それでは次に道央圏、札幌圏の観光客への働きかけということで、これもちょっと私が調べた資料ではなくて、安易にJR北海道の社内誌、8月号の中に出た文で、大体そのようなことを考えているときにこれが、その社内誌を見てああそうだなという部分がありましたので、それをちょっと抜粋してちょっと話してみたいと思います。

この部分でいくと、自転車の部分でいくと、最初に出ているのは、いざ至福の自転車旅へ、気ままに走って北海道を味わい尽くすという文の見出しです。その中で、寂しさを求めてと、何だこれはという部分で言われるかもしれないがということで、フリーライターで編集者である長谷川哲さんという人が書いているのですけれども、寂旅と書いています。寂旅は人生の苦しみを噛みしめる成熟した世代にとって何とも魅力的だということを書いていきます。

多くの観光客が気に留めなかったりする、素通りするようなどんでもないところや、地図上にひっそりと記された地方道、あるいは観光名所であっても季節外れの辛酸とした時期に訪れたりするのが私は好きなので、余り日の目を見ないその土地の歴史に触れたり、つい見落としがちな横顔を探してみたりするのも、またいい。そんな旅を私は寂旅と呼んでいるというような、こういう部分がございます。これはいいなと思いました。実際に自分もそれに近いことをやっているもので、大変にいいなと思いました。

それと、あと課長がおっしゃっていたとおり、自転車は長旅を想像するがそうではない、自転車を分析や分解して列車で移動すること、これを輪行というが、旅のほとんどは普通列車を利用した輪行だと書いてあります、この長谷川さんという人ですね。出発点となる駅まで輪行し、そこで自転車を組み立てて1日80キロから100キロ走り、宿に泊まったり、キャンプしたりしながら旅をして、またどこかの駅から乗車して帰ってくる、分解、組み立てというとなんか難しそうだが、サイクリング車は輪行を前提につくられているので、こつさえつかめれば容易にできる。

確かにこの部分もそうで、私は知床峠でまず欧米系の外国人の方だと思いましたが、私たちが子供と一緒に上っていくときに、ことしではなくて去年はウトロのほうから羅臼に上ってきたのですけれども、そのときにそれこそタイヤの細い、すごい軽い自転車で

すうっと上っていきました。そして、頂上につくかなという手前に楽しんでまたずっと下って帰ってきました。あれは、本当に爽快な気分を味わえます。峠のくだりというのは全く楽しいというか、ジェットコースターの比ではありません、全く楽しい、本当に楽しい。ですから、これからのある程度の年代の人もそれは楽しめるということです。

そのほかに、ずっと読んでいくと確かにこれでいくと、ほかの団体ですね、こっちのほうでいくとサイクリングのツアー協会ですか、手ぶらで来ていただけるようにクロスバイクとロードレーサーを40台余り所有しています。現在、香港、メキシコ、アルゼンチンなど、海外からのインバウンドのお客様が約15%、台湾、シンガポールからの問い合わせがありますと書いています。ですから、これは事実だと思います。ただ物を書いているだけではないと、これは思います。

北海道の最大の魅力は人が余り通らない、過疎地の道路もきれいに舗装されていてとても走りやすいということです。その上、治安がよく、人は素朴で親切、景色が美しく、食べ物がおいしい、去年は延べ600人ほどを受け入れましたということがこれには書かれています。

そのほかに、女性の方のNPO法人花サイクルクラブという部分で、これは札幌市のほうの人ですけれども、大体、長沼のファームレストランでのランチツアーで往復100キロだとか、イチゴ狩りを楽しむツアーで往復30キロ、これは全く無理がない距離だと思いますけれども、それで札幌近郊でそれをやっているということになります。

今言ったNPO法人の北海道サイクリング協会というのは、札幌市中央区南8条西2丁目と書いていますけれども、それではお金はどうかという部分でちょっと気になったのですが、札幌近郊8時間ツアー、単独1人は1万3,000円、2人以上になると1万円ということです。大体8時間ですから、朝早く言って夕方までで、大体そのぐらいの金額でやっているということです。

恐らく、元気のいい60を過ぎたおじさんたちが、それではやってみようかなという人が出てこないとおかしいと思います。今後5年、10年の間に。そうしたら、それなりの素地をつくっておかないと、ここの厚岸町はこれから入ってきた都市部の人だとか、いつも言っていますけれども、そういう人たちに全部それなりのこういうような例えば100人、200人、300人、都市部から来たとしたらそれなりのものを全部持っていかれるということです。ここの風光明媚なお金になる景観を要している、ここの地区のそれを全部、都市部のほうに持って行かれるということです。

ですから、私はここの生え抜きのそういうような人たちが出てこなければいけないと思うのです。ですから、あと10年ということになると、今の小学生、中学生ぐらいの人たちがそういう気持ちを持って意欲的にここで新たなそういう産業をつくらなければだめだという気にならなければいけないと思います。その一つとしてこういうこともあるという、これは問題提起です。概論です。これをどうこうして細かく予算がどうこうということではありません。

それと、先ほど1回目の質問で答えていただいた釧路地方は遅れています。明らかにこういうものについては、例えばオホーツク管内であれば100キロマラソンだとか、あるいは全長212キロにわたって行われるイベント、インターナショナルオホーツクサイクリング、これも市町の枠を超え、もとの網走支庁、現オホーツク総合振興局が事務局を担っ

で始まり、ことし7月で32回目を数えたということになります。

ですから、そういう陸上系だとか、そういうものについて言うと、スポーツの振興というのはオホーツク管内はすごいんです、やっています。当たり前をやっています。こちららは身構えてどうしようかと考える前に向こうやってしまいます。

実際に、今回、ことしも網走管内のオホーツク海、コムケ湖、サロマ湖、能取湖、そして牧草地や森町漁港、それを過ぎて常呂まで行きました。あっちのほう、サイクリングロードがあって、自転車が走るように道路になっていました。私も子供たち走って、そういうふうはこちらから行って網走市を通過して、それから常呂までゴールしたということなのですが、それは楽しみ方で幾らでもできるということです。お金をかけないですね。実際、子どもが例えばキャンプして、食材をその町、その町で買って、実際にかかる費用というのは1万4、5千円ぐらいですから、それを厚岸でも例えば集団が10人、20人の集団がそういう食材を買って、どこにでも幾ら泊まってとなると、それだけのお金が落ちるということです。小さいけれども、そういうものの繰り返しというのは大きいと思うのです。そういうものも考えるような素地を、下地をつくっていくのはどうなのかなというふうには考えます。

あと、こちらのほうの中でちょっとおもしろいなという、一番最後のほうに載っているのですが、初回から32回まで休まず参加を続けた何々さん、名前は言ったらまずいかもしいので、ストレス解消、命の洗濯だねと。普段は1人のツーリングが好きですが、大会では同じ趣味の仲間だから打ち解けますということで、これでいくと高校時代に18キロの自転車通学で体力をつけて、社会人になってからも休日は250キロも走ったこともあると、妻からは車があるのに今さら自転車なんてと言われましてねということを書いていますけれども、中古車3台を分解して、原価3,600円で1台組み上げたのですよということです。

子供の成長にあわせてギアを設定し、家族でも参加した67歳の今も10段変速で疾走するとありますから、普通その健康年齢が60いって70ぐらいまでで、そこから先はちょっと病院のお世話になっているというのが普通らしいのですが、それまでの後、例えば私は60ですけれども、あと10年ぐらいはちょっとあちこち動いて、そういうようなことをしてみるのがいいのではないかなと思います。

いろいろと、話が長くなりましたけれども、そちらのほうの、道央圏との観光客への働きかけ、ですから自転車に限らず、今回はサイクリングということなのですが、恐らくこちらのほうに来る人たちが多くなると思いますけれども、そのときにやはりそちら道央圏の札幌圏に厚岸はここまで、例えば高速があって車で来て、車ここに置いたよと、それから根室に自転車で行きたいけれども、どっかいいところだとか、シーサイドラインの床潭、末広、あっちのほうを通過して、それから根室に行くにはどうするのとかといったときに、そういうようなことを整備してやるとか、課長はその辺の発想とか、ひらめきだとかというか、そういう部分の簡単な説明でいいですからどんなものでしょうか、その辺のところをちょっと、道央圏です、札幌から来た場合、どうするのと。そういうことです。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、質問議員からいろいろ他の事例も含めてご説明をいただきましたが、言われるとおり、道内のサイクルツーリズムという部分では、やはり一番発達しているのはオホーツク圏、そして上川管内、道央というところで、道央といっても札幌、ニセコというところが主になろうかと思いますが、そういった動きが今出てきているという状況かと思えます。

ただ、今、札幌から来られた場合の対応という部分の考えはどうかということですが、すけれども、ただ本当に私どもも余り今こういった部分での勉強をしている最中で、こういった取り組みをすべきなのかというのがちょっと、正直まだこういったところで申し上げるには知識持ち合わせておりません。

ですから、協議会に入りながらいろいろ勉強させていただいて厚岸町としてどうすればいいのかなということを考えていきたいと思っておりますので、今、課長の考えをお聞きしたいということは言われましたけれども、私のほうからあえてここでこうしていきたいというようなことは、まだそこまでの知識はないということですので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

- 金橋議員 それでは何というのですか、私も本当にこのことについては勉強中です。ですから、お互いのやり取りで、こちらのほうでできるだけ情報を仕入れて、はっきり言っていいかげんに勉強するつもりはありません。実際に自分で動いたり、そういうような形でしか私は質問をしません、このことについては。

ですから、その中で自分なりにいろいろと今の状況としては、結構、釧路地方というのは全国的にも涼しいということで釧路市さんの働きかけもあって、かなりそういうのが広がってきています。

現に北海道マラソンあたりで会った50代のランナーに聞いても釧路は涼しいし、千葉県の人ですね、本当にいいですね、行ってみたい、また1回、釧路市あたりに行って通勤族で恐らく役所関係の人だけど余り詳しくは言わなかったのですが、夏場にこっちに来てみたいというのがあるのです。厚岸いいところですねと言っていました、カキもあるしねと。だから、そういう人をどうやったらこっちに、釧路市にとまらないでこっちまで引っ張ってくるかということなのですね。そういう人というのは、例えばこういうふう自転車でどっかやって、釧路市さんが一生懸命やったら厚岸まで行ってみようかと来たときに、こちらのほうであっち行ったらいいよとか、そういうのになってくると思います。

実際に、札幌市からというのは結構、厚岸のほうでも私の知っている部分でいろいろな人が来ています。あとは、ちょっと私事になっちゃうけれども、太田のほうの山間のほうも東京あたりからどっかの教育会社の社長さんあたりがハーレーで来て泊まるとか、あと山岳会の人4、5人で泊まって厚岸のカキ祭りのほうに来て、混んでいるから直売所でカキを買って、あそこでやって、次の朝早く根室管内の山に登るとか、実際そういうのがあります。

それを考えると、これから先、一つそういう、まずこういうような自転車を使ってという部分になると、まずお金がかからないから厚岸に来れば何とかなるだろうと、あっち行って、こっち行ってと、そういうのは整えていくべきだと思います。ですから、今後、それについては取り進めをしていただきたいなということです。

あとちょっと、話が全くかわりますけれども、観光という観点からいくと厚岸町はいろいろな部分で、いろいろなものを持っています。観光ではないですけども、ことし奇しくも去年の9月に厚岸町に福島キッズという、そういう団体が来たらどうなるのでしょうかねと話たら、実際に札幌の人がNPOの働きかけで来てしまいました。というか、決まってしまったのですが、そのときに厚岸町のほうで本当に懇切丁寧な受け入れと、教育委員会初め受け入れをしていただいて、本当にちょっとアクシデントがあったのですが、子どもたちは町長さんと握手をして、本当に感激して帰ってきました。ですから、ちょっとアクシデントはあるにしても、それだけのものをこちらは持っているということなのです。

そして、いろいろとアクシデントについても寛容な態度でいろいろな部分に接した厚岸町の教育委員会、並びに厚岸町の関係の方々の対応については、本当に大したものだなと思っております。きっとあの子たちも観光ということではなくて、厚岸町にいいイメージを持って、10歳前後の子どもですから、また再び厚岸町に来ると思います。ですから、それも観光の枠に含めるのであれば、それも全く広い枠で考えると、そういうようないろいろな観光につながっていくというふうに思います。

最後になりますけれども、今回、8番、竹田議員と6番の堀議員の、これは感服いたしました。私の観点からすると。こっちのほうでいくと、竹田議員の今言ったこれと関連するのですが、観光協会と行政のかかわりの形態が今も将来に向けてもこのままでよいと思いますかという部分は、ちょっと竹田議員の質問をとって大変申しわけないのですが、これは弟子屈でもいろいろ観光については、いろいろ試行錯誤しております。あそこは自転車がなぜ、それだけ観光に利用しようかとしていると、教育委員会自体がその自転車を使って子供のそういう育成をやっていたのです、担当する人が自転車に一生懸命な人がいて管内を回っているというのはやっています。ですから素地ができていたということなのです。

やはり、そのただ待っているのではなくて、働きかけをして、それではあっちに自転車で行けるよという部分も含めて、そういう観光協会含めてちょっと考えていったほうがいいのではないかなという部分で、これは大したものだなと思っていました。

それと、堀議員の国指定の重要文化財の観光利用について、これもいいところいっていますねという感じになりました。これは全くそのとおり、自転車で来てゆっくり時間があるのだったら、そちらに行って確かに国泰寺のほうに行って、厚岸町のは古いのですねと、蝦夷三官寺ですか、知らなかったですよ、すごいですねとなると思います。これが台湾の外交の人もそうだと思います。正行寺だって、それだけ立派な部分で説明したら江戸時代からそういう歴史がある町なのですかというふうになると思います。だから、これはいい質問をしているなと思います。

ですから、一方向からだけではなくて、いろいろと複合的な部分で考えた観光、あるいは町のつくり方というふうに進んでいくと思います。それは、私がこれから20年も30

年ぐらいも生きるかどうかわかりませんが、次の世代が考えていくように下地をつくらなければだめだと何回も言いますけれども、ということになると思います。

ですから、全体的な部分で最後になります、町長済みません、最後に全体的な部分でサイクリングを含めて前向きに取り進めをしていただきたいと思います、一言で結構ですが、よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からご指名でございますので、お答えさせていただきたいと思います。

サイクリングロードについての観光誘致であります、サイクリングのもとにした観光誘致であります、実は私はいろいろな問題あると思っています。それは、安全の問題なのです。やはり、専門的なロードがあればいいのですが、今回の協議会で協議をいたしているときも、釧路市の場合はサイクリングロードがあるのです、旧湧別鉄道の跡地を利用した、ただ一般的にやはり交通安全ということを考えれば、やはり厚岸町だけではなく、各道、国等も安全な道路をもつてのサイクリングロードの観光誘致というものも考えていかなければならない、そのように考えております。

大変これはいい、新しい観光誘致の話ではあります。そういう点を考えますと、やはり道路網の整備とか、いろいろな問題も抱えているのだということは既に金橋議員もご承知のことと思うわけでありますので、せつかく来たけれども交通事故に遭ったとか、そういうことがあり得ることでありますので、まず安全が第一であります。私はそのように考えている次第であります。

それと、言葉なのですが、観光に関することで観光客というお話し、私、余りよく考えていないのです。観光者という言葉を使いたいなと自分なりに、何かお客さん扱いといいましようか、やはり交流人口を増やすということも、やはり地元同然のおもてなしの心を持ってお迎えをしたいということで、私は観光者と、そういう言葉を使ってこれから観光客を誘致していかなければならないのではなかろうかと、やはりオリンピックの東京誘致もあのキャスターが「おもてなし」という、あれが感動を与えましたけれども、私は常にそういう気持ちも厚岸町民は持ってもらって、観光誘致を図っていただきたい、また行政もそのとおりであります。今後とも、観光振興のために最善の努力をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、7番、金橋議員の一般質問を終わります。

次に、5番、中川議員の一般質問を行います。

5番、中川議員。

●中川議員 第3回定例会に当たりまして、通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

一つ目に小島、大黒島、チンベ地区への防災行政無線受信機の設備の設置についてあります。

(1)として、ちょっと長くなりますが読み上げてみます。主要漁業であります昆布漁業は小島、大黒島、チンベ地区周辺での操業が主であり、地形によっては携帯電話や無線等の通信手段が遮断される箇所があり、緊急時における周知の手段がとれない状況にあり、したがって沿岸域で操業する漁船の防災対策に万全を期すとともに、漁家経営基盤の安定を維持する上でも、ぜひ同地区への防災行政無線の受信設備（屋外拡声器）設置を強く願うものでありますが、町としての設置についてどのようにお考えですか、お答えをお願いします。

二つ目といたしまして、厚岸（若竹）漁港建設工事についてであります。

(1)として、若竹第2埠頭に計画されております人工地盤の変更についてであります。

アとして、現在計画されている面積2,000平米、岸壁からの高さ5.5メートル、水面からの高さ7.5メートルを津波時の一時避難場所となるため、この計画を面積で2,500平米、岸壁からの高さを10メートルぐらいに変更するように厚岸町で努力をしていただきたいと思いますと思いますが、町の考え方をお示しをお願いします。

以上、よろしくお願いたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の小島、大黒島、チンベ地区への防災行政無線受信設備の設置について、町としてこれらの地区への屋外拡声器の設置をどのように考えているかについてであります。このことについては本年4月23日に厚岸漁業協同組合長代表理事組合長から直接口頭で門静漁港を加えた設置の要望がありましたので、これを直ちに担当課に伝え検討するよう指示いたしました。

また、8月20日には同組合長から、このときのご質問と同じ趣旨の要望書が提出されております。

まず、現在、各地区に設置している屋外拡声器については、沿岸地域の住居や屋外などにいる住民などに音声伝わるよう配置しており、拡声器も陸上に向けて設置しております。また、伝達距離も半径約500メートルであり、海上で操業する漁船への伝達までを考慮して設置したものでないことをご理解願います。

なお、ご質問にある小島地区については、現在、屋外拡声器が設置されておりますし、小島周辺の海上では携帯電話の通話が可能とのことですので、これ以後、携帯電話の通話に支障がある大黒島とチンベ地区に限定してお答えいたします。

そこで、これらのことを踏まえより遠くへ音声伝わる拡声器について専門業者の間で検討したところ、半径約2キロメートルまで伝わるスピーカーがありましたが、これも特に風の強い海上ではその伝達距離が確保できるものではないとのことでもあります。

また、このスピーカーの価格がいずれの地区も新たに設けなければならない、送電のための工事費も含め、概算で1基当たり約3,300万円とのことであり、かかる費用が非常に多額になることが想定されるため、町としては財源確保の検討も行わなければならないと考えております。

漁業者の皆さんにおかれましては、東日本大震災や北海道が示した新たな津波浸水予測図を踏まえ、津波に対する危機意識が高まっていることと存じますが、いずれにしても新たな課題でありますので、かかる費用や財源、屋外拡声器の設置の可否やその他の伝達手段などの検討も行いながら、厚岸漁業協同組合との間で協議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸若竹漁港建設工事について、現在の計画されている面積2,000平方メートル岸壁からの高さ5.5メートル、水面からの高さ5.5メートルを津波時の一時避難場所となるため、この計画を面積2,500平方メートル、岸壁からの高さ10メートルくらいに変更するように努力していただきたいと思いますが、町の考え方をお示し願いますについてであります。第3種厚岸漁港の整備については、本年6月14日に国の新たな特定漁港漁場整備事業計画が策定され、衛生管理型漁港施設の整備を柱に、今後、10年間にわたり漁港整備が実施される予定となっております。

この中で、ご質問の人工地盤については、現在、湖北地区にある市場機能を衛生管理体制の強化と流通効率化対策として、湖南地区の若竹第2埠頭右岸に移設する際に、市場関係者や漁業者の駐車場用地を確保するため、屋上部分を駐車場として整備する施設のことで、その1階部分を荷さばき施設として活用しようとするものであります。

また、付属的にその形状から、東日本大震災の際には気仙沼漁港において、緊急避難場所として多くの人命を救ったという実績もあり、近くで漁をしている漁業者やそこで働く人、近隣の漁業者が津波到達予測時刻までの時間が短かったり、逃げおくれるなどして、避難場所まで避難する時間がない場合に、緊急避難場所としての活用も期待されている施設であります。

そこで、ご質問の計画面積2,000平方メートル、岸壁からの高さ5.5メートル、水面からの高さ7.5メートルを津波時の一時避難場所となるため、面積を2,500平方メートルに、岸壁からの高さを10メートルくらいに変更するよう努力してほしいとのことであります。まず1点目として、この計画面積、高さについては国において10年間の全体計画の策定に当たって一般的な規模を想定したもので、まだ正式に決定しているものではないということになります。

人工地盤の整備については、整備予算の情勢などにもよりますが、おおむね平成28年度から30年度までの3年間で予定しており、実際の規模決定については今後、各種の調査や関係者との協議を行って決定されることとなります。

次に、2点目として規模決定に当たっての考え方についてであります。国の考え方としては、この人工地盤については避難施設ではなく、基本的に高さのある駐車場との位置づけが原則でありますから、これを付属的に津波発生時に緊急的な避難場所にも活用するもので、あくまでも人工地盤の施設規模としては面積については市場機能に必要な駐車面積が基本となりますし、高さについては1階部分で想定される漁業作業などでの必要な高さから設定されるものであるということで、津波からの避難を想定した施設面積や高さ設定はできないというのが原則とのことであります。

そこで、町としての考え方ではありますが、町としても付属的な活用とはいえ、津波来襲時に逃げる時間がない場合の緊急避難場所としての活用を考えれば、できるだけ面積や高さがほしいとの考え方については同様でありますし、厚岸漁港漁協からも同様の意見を聞いております。

今後、施設規模設定の協議を進める中で、国の人工地盤に対する規模設定の考え方を踏まえながらも、その中でできるだけ規模の拡大が図られるよう厚岸漁協と連携して、国と協議していきたいと考えております。

- 議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩いたします。
再開は、13時とします。

午前11時56分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。
5番、中川議員の再質問から始めます。
5番、中川議員。

- 中川議員 先ほど町長のほうから答弁をいただきましたし、この答弁書をいただきまして、答弁書に目を通しながら町長の答弁を聞いておりました。再度、これからまた質問させていただきたいと思っておりますけれども、町長初め、多くの理事者の皆様方には私ども厚岸漁業協同組合の運営に対しまして、長い間から温かなご指導とご支援を賜っておりますことにつきまして、役員の1人としてこの場をおかりしまして感謝とお礼を申し上げさせていただきます。

今、町長の答弁をいただきました。今、昼休み中にご飯を食べながら議員同士で話をしていたわけでございますけれども、町民の皆さん方も心配してくれているのかなと思っておりますけれども今、最盛期に入っていますサンマがなかなか捕れなくて、組合運営に非常に影響があるのではないかと、役員同士で頭を悩ましていたところでございますけれども、新聞紙上でもそれぞれご承知のとおり、ようやくここ3日、4日前から漁が見え始めまして、今お聞きしますと大型船、100トンクラスの船が200トンほど積んできたという話をご飯食べながらお聞きしましてほっとしている状態でございます。

その次に、この魚は厚岸漁業協同組合の運営にとりまして、市場がことし43億の予算でございます。それと、今、この漁業たけなわでございますけれども、昆布漁業13億の予算を組まさせていただきまして、この運営に当たっているわけでございますけれども、これは私たちも心配しておりましたけれども、管内では厚岸が一番流氷の被害も少なく、経過が良好であるという情報が入っております、値段も新聞にも出ていましたように、去年から見ると若干上げさせていただいておりますので、この目標は達成するのかなと、このように考えているわけでございますけれども、この本題に入りますように、この小島、小島は町長から答弁ありましたように防災無線が立っておりますので、チンベ、大黒の関係でございますけれども、この530名、40名ぐらいで昆布漁業が行われているわけでございます。これも、北海道や国、そしてまた長い間から厚岸町にご支援をいただいて雑草駆除やらせていただいております。

そういう観点もありまして、この主要漁場は小島裏、通称、私たち言う小島裏が主体

であります、雑草駆除をやるために我々の言葉でいうともしも、東側ですね、散布方面に伸びております。上のほうでいきますと、皆さんご案内のように門静、苫多からすぐ見えますように、苫多瀬が、上の瀬でございまして、東東と伸びております。皆さん方もご案内のようにあやめヶ原を抱えておりますチンベ、チンベが極端に先が出ていまして、なかなか災害等の関係では無線等に、1回目の用紙にも書いてありますように、なかなか緊急の際に皆さんに連絡が徹底できないわけでありまして。

そして私も漁民の1人で、チンベのほうかわりまして行くのですけれども、いやここにこの防災無線のあれほしいなど、私、以前から考えていたわけですが、あやめヶ原を所管する課長にお聞きしましても、電気が行っていないし、相当な長さになってしまふという話も聞いていまして、これほしいのだけれども、相当な金額がかかるなど、遠慮というか、そういう考えでいたのですけれども、この7月の始めに、今年度の昆布操業の役員会の席上に漁民からどうしてもチンベかわってしまうと何があっても聞こえないと。それで、ぜひ町のほうに働きかけて、チンベのほうにつけてもらえれば末広側、それからしも、浜中月のほうに聞こえるのでぜひひとつやっていたきたいという要望が上がりまして。

それで役員会の席上で組合長に町長宛にひとつ要望書を上げてほしいということで私からも要請をさせていただいたのですけれども、いやいや町長に、この答弁書にも書いてありますように私から口頭で町長にお願いしたと、わかったよと言ってくれたので今、理事が言う要望書は必要なのかと、こういう話もありまして、私も理事のほかに議員もやっていますし、役員会の1人で何とか町長に要望、お願いの質問をしたいので上げていただきたいということで要望書を町長に上げさせていただきました。

そういうことでよくご案内だと思うのですけれども、今、これを見ましたら1基が3,300万円というような多額の、これは概算でしょうけれどもかかると、これは非常に2基といったらその倍ですよ。今、この私たちも心配して、金額もそうなのですけれども、今どこにでも立っているようなあれでは、ここに書いていますけれども、風やら何やら強いから、その3,300万円のものでなければどうこうと書いていますけれども、皆さんもおわかりのように昆布は何もなければ、風もないような日に操業するわけです。そうしたら、そんないいものつけてもらえればそんないいことはないのですけれども、3,300万するような、私、全くの素人で物を言うだけなのですけれども、もう少し安価な物でもどうなのですか、この半分ぐらいで、2基で3,300万円ぐらいでつくようなものがないかなと、そして我々、今サンマの話もしましたし、組合運営の昆布の話も今、しているのですけれども、どうしても必要なのです。

そしてもし、どうしてもだめであればチンベと大黒に要望していますので、ことしはチンベ、来年は大黒、これは私の勝手な言い分ですが、もしだめであれば来年1基、2年か3年ぐらいにまた大黒にというふうにして緊急ではないのですけれどもつけていただければ、この昆布は町長もよく言っていただくように沿岸漁業の本当に組み合いの要の水揚げ漁獲の昆布でございまして、漁民も安全に操業できるように役場の組合の役員会の立場で、声は小さいのですけれども町長に要望として訴えさせていただいております。何とぞご理解を賜りまして、課長もこの間、通告の段階で大変いいような話もさせていただきまして、救急でなくてもよろしいのですけれども、再度また検討方、

お願いしたいなと思います。

それから、この二つ目の若竹漁港建設につきまして、私も本当に幸せなことに町会議員をさせてもらって、議会とそしてまた総産に所属している関係もありまして、産業振興課長からこの衛生的な市場の建設等々につきまして委員会でも説明をしていただいていますし、開発、北海道、厚岸町、そして組合の代表でございます組合長が入りまして4者会談の中でいろいろな決められたことは我々役員会の席上で報告させていただいていますし、皆さんよりは詳しく認識しているものであろうと思っておりますけれども、この人工地盤の高さをお願いしたのは、これも答弁書の中に書いてありますように、3・11の被害の段階で気仙沼に組合の役員、専務を先頭に外来船として厚岸の船が気仙沼に大変お世話になっておりましたので、お見舞い方々行かせていただきました。

それで、あそこのここに答弁書に書いてありますからわかりますように、人工地盤の上に駐車場もありましたけれども、事務所もありました。そしていろいろお話しをし、帰りに役員さんの皆さんで我々にいろいろ報告していただきました。この地先いろいろなところを見ながら報告していただいたのですけれども、ここに書いてありますように、その事務所の屋根の上に上がったときの人方が皆さん助かりました、この人工地盤はいいものですよということに向こうの役員さん、我々を対応してくれた役員さんたちが送りに出てくれたときに説明していただいたのです。ああ、そうだなと。これは10年先で決めたの去年ですから、もうあと9年か、1年でも早ければいいのでしょうかけれども、9年ぐらいまでありますけれども、今、私が要望している高さに、これから答弁書に書いてあります。これから、何回となくまた懇談がされると思います。

ですから、その懇談の中で今、私が質問させていただいているように開発や北海道に言っただけで避難場所、これも私たち総産で町長が一生懸命頑張ってくれて、うちの近くでは松葉町の集会所の裏山、それぞれあとは梅香町では町長住宅の裏山に避難場所を建設していただいておりますし、私は所管事項調査でよくそれを視察して確認しておりますが、そこまで若干、距離があるものですから答弁でも言われておりますように、外来船やその第2埠頭のそばにいる漁民たちが、やはり高ければそこで一時的に気仙沼のように助かる人も多いのではないのかなと、そんな大きな津波来たら困りますけれども、そういう安全をする意味でも今後、再度またそういう会合が持たれると思っておりますけれども、一つ強くこの私の要望を聞き取っていただいて、会合の席に高さの変更を考えていただければなど、話していただければなどというところでございます、ご質問をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 改めてのご質問ということでお答えをさせていただきますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、今現在、設置されている拡声器に関しては半径500メートルの範囲です、これは約ということですが、やはり海上からの風が吹いた場合に500メートルでは届かないという事態になります。

ですから、しかも今回の場合は海に向けてということになりますから、となると今の拡声器では、やはり漁をしている人たち、操業している人たちには全て届かない可能性があるかと

ということで、この防災無線が行き届かなかったということは、東日本大震災でも取り上げられた問題であります。

今回、町長の答弁であった新しいスピーカーということですが、これは東日本大震災後に新たに開発をされたスピーカーをいろいろと専門業者と話し合いながら進めた結果、このものが出てきたと。

これも、実を言いますと4連のスピーカーらしいのですけれども、これが一つだけだと1キロ、約1キロです。これを二つ重ねて8連にすることによって2キロまで届くというようなもので、やはり海上のことを考えますと2キロのこのものを設置しなければ拡声器であれば十分な役目を果たせないだろうということで見積もってしました。

ただし、これをあくまでも現地の調査だとかを抜いておりますので、少なくとも3,300万円程度かかるだろうと、特にチンベのところだと防災行政無線ですから、無線で飛ばしますから、これも届くかどうか分からないということですから、新たな設備は当然、必要になってまいります。

最後のほうで答弁をお答えいたしましたけれども、違う方法、要は携帯無線がつながらないのであれば、そこに1基アンテナを立てていただくようNTT等に要望することも一つの手でしょうし、また専門業者からの提案の中では漁船に、これはちょっと操業している中で個別受信機を船につけるとするのは、ちょっと可能性とか低いと思いますけれども、その他の方法も含めて今、漁業協同組合の担当のほうとお話しをさせていただいておりますので、もう少しお時間をいただきたいということと、何せただいま申し上げたとおり、概算でこの費用ですから、それらの財源も考えなければなりませんし、人の命に費用対効果という言葉は結びつかないかもわかりませんが、その辺も含めてもう少し検討の時間をいただきたいということでもあります。

また、この無線がついたとしても、この拡声器がついたとしても、今回、昨年、北海道から出された新たな津波浸水予測図によりますと末広、これらの地区に到達する時間というのは20分から25分です。もし、そのような情報を発したとして、20分、25分で果たしてその海岸まで船がつくことができるのかと、こういうようなことも総合的に検討させていただいて、今後、どのような方法で行えばいいかと検討させていただきたいということですので、私もだけで検討するのではなくて、あくまでも漁業協同組合と一緒に協議をさせていただきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 人工地盤の高さの関係でございますけれども、気仙沼で震災のときに約1,000人、あそこで助かったと、救われたということで、施設についてはそういった海では必要なものということで、湖南地区にこの市場機能に移すという議論の中の一つにも、当然そういったことも含めて湖南地区に人工地盤を整備するというようなこととお話しを進めさせていただいたものでございます。

それで、ただやはり人工地盤というのはあくまでその市場機能に移すために必要な用地が足りなくて、駐車用地ですとか、そういう部分が足りなくてつくる施設ということで人工地盤を新たにつくる、要は用地をつくるということで整備するものなものですか

ら、避難施設として整備するものではないというのがやはり原則的な考え方です。

そういった原則的な考え方で高さを大体、想定しますと羅臼の漁港側の人工地盤をつくっておりますけれども、あれが地盤から5.5メートル、その上に用地ができて、地盤からその上の駐車場の高さの位置まで7.5メートルというような高さになっています。それが、大体一般的な高さというようなことで、あそこもトラックが入りまして、トラックのトレーラーの荷台の部分が上のほうに開くようなものも想定した中で5.5メートルという高さを設定しているということですので、そういった意味ではその5.5メートル、その上が7.5メートルというのが標準的なものなのだろうなというふうにはなっておりますけれども、そういった標準的なものはありますけれども、議員おっしゃられるような部分、それからそれは私どももそう思いますし、できるだけ高くしてほしいというような形での、その理屈づけも含めて、漁協のほうと一緒に国のほうに要望していきたいなというふうには、これからの会合の中でやっていきたいと思っております。

それで、その話は実は今、開発のほうがいろいろ操業しているのは、まず波除堤をつくって、左のタイルのほうに波除堤をつくって、今ついている船を動かすところをつくるというのを今、先に協議をしています。8月の頭からかなり回数、4者交えて協議をやっておりまして、そういったそれがあ程度、進めば次にそういう人工地盤の話にも移ってくると思しますので、そういったところで話をしていきたいなと思します。

ただ、あくまでもそこは緊急の避難場所にしかありません。正規な避難場所としての位置づけはできないと思っております。新たな津波の高さの予測が出たあれでいくと、13.4メートルという、若竹ではそういうその高さが出ていますから、そういった意味でいくと、それ以上のものをつくらないとそういう施設にはできませんので、やはりあくまで逃げおくれたなり、それからその近くで操業していた船が帰ってきて、時間がないところでぽっと逃げれるような、緊急的な避難場所ということでの位置づけということで考えていますので、ご理解いただきたいと思します。

●議長（音喜多議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今、再度の質問で総務課長から答弁をいただきました。

これは、私、先ほど質問していますように、組合の、厚岸漁業協同組合の運営上で私が役員の1人として質問しておりますので、組合の代表と言ってもいいと思うのですが、それで今、総務課長から組み合わせと細かいというか、これからの話し合いをするということで、それでご理解くださいということですから、これは当たり前で私も帰り次第、総務課長からそういう答弁をいただきましたから、今後ひとつ一生懸命やるように総務課長なり、専務なりに伝えたいと思しますので、ひとつ組合の私の下手な質問でしたけれども、気持ちはわかっていただいたと思しますので、組合の気持ちを取り入れて、組合のほうと細かい細部にわたって検討していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、若竹の人工地盤でございますけれども、先ほど私、言うのを忘れましてけれども、今、課長のほうから答弁で言っていたように、第2埠頭に向かって左側です、南川の要するに埋め立てしてやるほうは今、課長から答弁いただいたのです

けれども、きのうファクス2枚で、いついつボーリングしてどうのこうのという資料も入っていましたので、おおよやく手がけるなど思っていました、それをちょっと質問するときに言うのを忘れまして、今、答弁を聞いて気がついたのですけれども、いよいよ始まるなどというような気がしましたので、これらも私が質問しているように高さが十何メートルの高さの津波ですから想定、だから私が10メートル以上といっても間に合わないわけですね、そこにいても。だから、あくまでも避難場所でしょうし、私もそのように質問していますので、これから何回もあろうと思えますけれども、これは先ほどの昆布の無線機のほうは組合のほうですけれども、この人工地盤は、これは私の考えですから、組合の要望ではございません。

これは、先ほど私言っているように、うちの組合長も開発なり、北海道なり、厚岸町と4者会談を組まれていますから、そこで物を言うべきであって、だから私は組合の要望ではありません、これは私の個人的な気仙沼だとか、それから羅臼の組合を見てきていますから、市場を見てきていますので、これは非常にいいことだなど、そういうことで一時避難場所として少しでも高くしていただきたい、これは私の要望でございます。

それで、あとはいいのですけれども、その高さ等につきましては、組合の意見も聞きながらやっていただくのは結構だと思いますけれども、これは私の質問でございまして、組合のほうのものではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

ありがとうございました。以上で終わります。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、5番、中川議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました8人の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第64号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） ただいま上程いただきました議案第64号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

1、相手方は、厚岸郡厚岸町奔渡6丁目4番地、久保田邦子氏であります。

2、事故の概要は、平成25年4月21日午後4時10分ごろ、厚岸町職員が職務上町有車両を運転中、厚岸町白浜4丁目64番地の市有地から町道白浜中央通へ出ようとした際、前方不注意により町有車両を厚岸町白浜4丁目9番地の町道側溝に転落させ、町有車両に乗車していた相手方が負傷したものであります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額は、金12万6,320円であり、人身に対する賠償分となっております。

内訳については、治療費が8万4,320円、慰謝料が4万2,000円で、合計額が先ほど申し上げました12万6,320円でございます。

相手方は、この事故で左肩打撲傷と診断され、治療期間は事故が発生した平成25年4月21日から平成25年6月21日の62日間で、このうち通院日数は5日間を要しましたが、治療が完了し、示談が成立いたしましたので、このたび賠償額を定める議案をご提案させていただいたところであります。

また、賠償金につきましては、厚岸町が加入しております損害保険株式会社の人身事故損害賠償金により対応を予定しており、本議会において補正予算に計上をさせていただいております。昨年9月にも施設の職員が自動車事故を起こし、相手の方の人身と車両に損害を与えたため、職員に対し交通事故の再発防止に向けた指導の徹底を図っていたところであり、本当に残念で大変申しわけなく思っており、深く反省をしている次第でございます。

今後は、職員に対し安全運転の指導をより一層徹底して行い、再発防止に努める所存であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番。

●南谷議員 ただいま説明を受けさせていただいたのですけれども、昨年の9月4日も1回事故が発生していて、今回はことし4月21日に事故を起こしたくて起こす人はいないと思うのですけれども、発生してしまっただと。確か6月にもこの件で補正計上をしているのだという認識をしているのですが、この2回の事故ではないと思うのです。前回の関係ちょっと失念しているものですから、まず確認をさせていただきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 特老施設長。

●特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） 昨年9月4日に発生した事故につきましては、まず1回目に12月議会に車両の損害部分を補償、損害賠償いたしまして、6月に人身にかかる部分について賠償を定める議案として提出させていただいたところであります。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 この周り、この心和園関係、デイサービスの関係で実際に事故は2回なんだけれども、予算計上が発生しているのでちょっと気になっていたのですけれども、本当に事故、我々も発生に対して細心の注意はしているのだけれども、避けられない部分はあ

と思うのですけれども、街中で施設長みずから送迎車を運転しているところをよく見かけるのです、非常に頑張っているなという思いで拝見をさせていただいて、本当に敬意を表しているわけですが、ただいまの説明では安全対策も含めてしっかりやっているというのだろうけれども、まず体制というのですか、職員なのか、臨時の方なのかも含めて現状、2回の事故が1年1回と言えばそれまでかもしれないですけれども、送迎車に乗せる方はやはり高齢の方を含め、やはり大変気を使わなければならない方々を乗せなければならない業務に当たっておられると思うのです。

そういう意味では、運転には皆さん、細心の注意を払って運転をされていると思うのですけれども勤務態勢、現在の勤務態勢はどのような、営業者を使っているわけではなわけですから、施設長みずから動いているわけですから、まずどのような体制になっているのかお尋ねをさせていただきます。

次に、安全対策を講じておられるということなのでしょうけれども、今回、この2回の事故を受けて、実際にもう少し安全対策にどのような対策をとっているのかお考えを伺いたいと思います。

さらには、一番私が懸念するのは業務の体制でございます、一生懸命収支のことが私はよく言うのですけれども、そっちのほうに気持ちが行って、時間的に職員の皆さんそれぞれ手分けして送迎車を運転しているかもしれないのですけれども、やはり車を運転をするということでは、片手間ではやはり気持ちに余裕がなければ安全な大事な町民の皆さんを送迎するという体制にあるのかどうか、この3点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） まず1点目の勤務態勢でございますけれども、まず公用車の運転業務ということで申しますと、施設の公用車両の運転業務につきましては、通常の職員の外勤出張のほかに、心和園で申しますと短期の利用者の送迎、あるいは入所者の傷病等による医療機関への受診、また入所者の外出レク、これらにつきまして公用車の運転業務が発生してまいります。

心和園で申しますと、公用車両は3台ございます。今、申しましたとおり、複数の公用車両がありますので、多いときには3台同時に受診、送迎、あるいはレクリエーションとかという形で3台同時に動くときもあります。そういうときにつきましては、それぞれ職員が事務部門、管理部門と介護員、これら手分けして送迎することになります。

3台同時に動くという部分については、そうはたくさんないですけれども、1カ月の間に何日かはこういう体制をとることもあります。

2点目の安全対策です。昨年事故が起きる前も施設としては安全対策として朝礼時の安全運転をなささいという指示、指導、あるいは特に天候が悪いときに気をつけるよということによって指導をすると、あと定例に行っております職員の業務会議、全体会議の中で定期的に安全運転に努めるように指導をしております。

それと、送迎につきましては基本的にというか、必ず運転者と介護員が2人1組で送迎に当たります。その際には、当然、運転手以外の同乗職員についても安全確認という

ことで指導を行っております。

それと、今回、このような事故を続けて起こしましたので外部の講師ということで厚岸警察署のほうに依頼をしまして、今月ですね、月末に安全運転講習会、今まで、昨年もやっていなかったのですけれども、これを開いて職員に安全運転の意識の向上ということで取り組みたいと思います。

それと、業務の内容というか職員体制でございますけれども、心和園につきまして現在、運転手、運転技術員の発令の者がおりませんが、今までも運転技術員の発令というものはありませんでした。公務法の発令の者がこの業務の一環として主に送迎業務に当たっていると、先ほど申しましたように1名だけでは対応できない部分については介護員もこの業務に当たるということになっております。

なお、この公務法につきましては、臨時職員で平成21年度までは嘱託職員で対応しておりました。

デイサービスにつきましては、現在は運転技術員が1名と臨時の運転技術員、パートでございますけれども2名体制ということになっております。これにつきましても送迎は、特にデイの場合は1日5台稼働しておりますので、運転技術員だけでは当然、対応できませんので、それぞれ介護員、事務職員、手分けをして2人1組で送迎に当たっているという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 今の説明で大体状況がわかったのですけれども、まず1点目なのですけれども、外部の警察、それからそういう交通安全の職員のただただ気をつけよというだけではなくて、いろいろなノウハウがある時代ですから、多少お金がかかっても講師を呼んで来るとか、運転技術の向上のために注意力とか、そういうプロの視点で捉えるような講習なんかも私は取り入れるべきではないのかなと。

それから、一番気になるのは、やはりいろいろかつては専門の運転士さんの規模で収まっていた時代から、非常にスケールがどんどん入所も多くなってきたし、デイサービスも活発にやるようになってきた、そのときに職員の中で対応されていると思うのです。この辺の体制が気持ちに余裕がなければ途中で行ってくれと、これではやはり管理体制というものもやはり一考を要する時代に入っているのではないのかなと、私は思うのです。

この辺についても再度、事故は気をつけても発生するものだと思うのですけれども、町民の皆さん、利用者の皆さんにバスの運転が危ないよなんていう疑心暗鬼に思われないように、せっかく施設の中で頑張っているけれども事故が起きれば、そのことだけが話題になってしまうわけですから、安全面にも十分配慮できるような体制を構築していかなければならない時代なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） まず1点目の外部講

師ということでございますけれども、今後、今おっしゃられた部分につきまして継続して、定期的に職員教育に当たっていきたいと思います。

それと2点目の管理体制でございますけれども、忙しい時間帯とかの不定期の時間帯に急に送迎なりという部分でありますけれども、実は送迎の時間帯というのは大体決まっております、朝が大体9時から10時の間とか、あと夕方4時過ぎとか、そういうことで看護師であれば、ちょうど食事介助等がない時間帯の比較的時間的に余裕がある時間帯で車を運行しておりますし、それ以外の実施につきましては事務サイド、管理サイドで運転業務に当たっているものが日中であれば対応できますので、その点につきましては心配ないかなと思っております。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、その提案理由と内容の説明についてご説明申し上げます。

北海道後期高齢者医療広域連合につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、北海道内の全ての市町村が加入する広域連合として、後期高齢者医療の被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の付加、保険事業、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を行っている組織であります。

このたびの改正要旨ですが、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍より離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律と、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日から施行されており、この改正により外国人登録法が廃止され、外国人に関する記録の取り扱いが外国人登録原票から住民基本台帳によるものとされております。

この改正に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約に規定する共通経費の算出方法について改正を行う必要が生じたものであります。

具体的に申し上げますと、共通経費とは、広域連合を運営するための人権費や事務費などですが、構成市町村が負担することとなっております。負担方法でございますが、構成市町村が等しく負担する均等割が10%、前々年度の3月31日現在の後期高齢者医療の被保険者数の案分による高齢者人口割りが40%、同じく前々年度の3月31日現在の住民基本台帳法による住民基本台帳の人口に外国人登録法による外国人登録原票の人口を加算した数の案分による人口割りの50%の3区分となっておりますが、このうち人口割りに関する規定について、住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴い、改正を行う必要が生じたものであります。

また、規約の変更に当たりましては、北海道後期高齢者医療広域連合は、地方自治法第291条の3第3の規定により、関係市町村の協議によりこれを定め、北海道知事への届け出が必要となります。

このため、構成市町村である厚岸町においても、本規約の改正につきまして地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。改正の内容につきましては、別表の第2備考2中及び外国人登録原票を削る内容であります。

改正前の人口割りの規定では、住民基本台帳法による外国人住民を含んでいない住民基本台帳の人口に、外国人登録法による外国人登録原票の人口を合算した数により算出されておりましたが、改正後の人口割りの規定におきましては、住民基本台帳の人口のみにより算出されることとなります。

構成市町村が負担する人口割りの負担額につきましては、住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止により、外国人が住民基本台帳において外国人住民として記録されることとなったため、人口割りの算出の基礎となる数には変わりはないため、構成市町村が負担する額の算定方法に関する実質的な変更はありません。

次に、附則であります。第1項は、施行期日で、この規約は、地方自治法第291条の3第3項の規定による、北海道知事への届け出をした日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、構成市町村が負担する共通経費の人口割りにつきましては、前々年度の3月30日現在の住民基本台帳に基づく人口が算出基礎となります。つまり、外国人に関する規約の取り扱いが外国人登録原票から住民基本台帳に改正されたのが平成24年7月9日であるため、改正後に最初に到達する3月31日は平成24年度中の平成25年3月31日となるため、改正後の規定は、その翌々年度である平成26年度以後の負担金について適用するものとなり、平成25年度以前の負担金については、なお従前の例によるものとなります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第66号 財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。
このたび、取得しようとする財産は、釧路東部消防組合厚岸消防署が使用することとなります膨脹式エアテントでございます。これは、平成25年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して取得するもので、この交付金制度に基づき、町は購入した上、契約により厚岸消防署へ管理を委託するものであります。
昨年6月に北海道が公表した、北海道太平洋沿岸の新たな津波浸水予測図によりますと、厚岸消防署庁舎付近の津波の高さは最大約10メートルと予測され、仮にこの予測どおりの津波が来襲した場合には、海岸から約100メートル、海拔約1メートルの位置にある庁舎が浸水し、消防署の機能が失われ、災害救護活動などに大きな影響を与えるおそれがあるとして、厚岸消防署はこのような事態に備え大津波警報発表後、庁舎にかわって活動拠点とする指揮本部を湖南地区の厚岸霊園と幸福地区の山崎土建有限会社事務所前の広場に設置する方針を定めたところでありますが、この指揮本部の設置に当たっては、昨年度に厚岸町が購入した膨脹式エアテントが必要であることから、このたびその取得に当たり議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
議案書15ページをごらん願います。内容でございます。
1の財産の種類は、物品であります。
2の名称及び数量は、名称が膨脹式エアテント、数量が2組であります。
3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札であります。
4の取得価格は、金806万4,000円であります。
5の契約の相手方は、厚岸郡厚岸町松葉3丁目99番地、株式会社鹿野商会であります。
続いて、議案書16ページをお開きいただきますとともに、別に配付をしております膨脹式エアテント概要図をごらん願います。
参考としまして、まず1の膨脹式エアテントの概要であります。
購入しようとする膨脹式エアテントは使用時の寸法、いわゆるテントを立てたときの

大きさは縦6メートル、横6メートル、高さ3メートル、重量が約110キログラム、気柱の数が直径34センチメートルの縦気柱4本、直径27センチメートルの横気柱9本となっております。

また、議案書への記載はありませんが、収納時の寸法は縦1.2メートル、横1メートル、高さ0.6メートルで、天幕と床と気柱には経年劣化の少ない耐久性と気密性にすぐれ、衛生面にも配慮した抗菌防かび剤を配合した素材が使用されておりますし、天幕には居住性を考慮した換気口が設けられているほか、テント一式にはテント内に取りつけるつり下げ用リング42個と天幕固定ロープ12本が含まれております。なお、天幕はオレンジ色とし、向かって正面入り口の上と右下にはそれぞれ図面にある表示が入れられることになっております。

次に、2の付属品としてテントにエアを装置するために使用するハンディブローアと分岐セット、ハンディブローアのほか、ボンベを使用してテントを膨らます場合に使用するアスピレーター、出入り口の防虫ネット、テント内の結露を防止するためのインナーシートを購入することとしております。なお、このインナーシートについても、天幕、気柱と同じ素材が使用されたものとなっております。

また、平常時の膨脹式やテントの保管場所につきましては、湖南地区のテントが厚岸霊園の管理棟に併設している倉庫、湖北省区のテントがコンキリエに設置している町の備蓄倉庫としております。

次に、3の納入期日は、平成25年11月29日であります。なお、参考資料として8月27日に執行したこの物品にかかる指名競争入札結果をお手元に配付させていただきましたのでご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第67号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静港を走っている国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また石山への道路としても使われており、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。

その道路状態は、経年劣化により路面にひび割れやわだちが発生して通行に支障を来しており、また旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋も建設から約40年がたち、老朽化が進んでいることから路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、平成29年度までの事業期間として防衛省の補助を受けて事業を実施するものであります。

昨年度から計画路線にあるホマカイ橋の架けかえを行っております。平成24年度から平成25年度にかけて橋梁下部工事を行っており、ことし8月30日に完成しております。今年度は橋梁上部工事として橋げた制作、橋梁架設を含めた橋梁上部工事を行うものであります。

今回の工事内容であります。1として工事名、平成25年度国債太田門静間道路橋梁上部工事。

2として工事場所、厚岸町太田宏陽。

3として契約方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、経常建設共同企業体7社の参加によるものであります。

4として請負金額は、金1億5,330万円であります。

5として請負契約者は、萩原・新太平洋・ホクホウ経常建設共同企業体であります。

18ページをお開き願います。

参考といたしまして、1工事の概要ですが、橋梁上部工事といたしまして、橋長、橋の長さでございますけれども、47.20メートル。

工場製作工として、主要材料は溶接構造用圧延鋼材。鋼材の重量といたしまして134.23トンでございます。

橋げたの寸法、長さ、46.90メートル、幅7.50メートル、高さ2.40メートルでございます。

伸縮装置としてゴム製2カ所を設けております。

床板工でございますけれども、長さ46.90メートル、幅8.70メートル、高さ0.44メートル、密粒度アスコン、これは表層ですけれども厚さ40ミリメートル、粗粒度アスコン、基層でございますけれども、厚さ40ミリメートル、鉄筋コンクリートの床板、厚さ200ミリメートル、橋梁用の防護柵として長さ起点側から見て左側でございますけれども57.71メートルでございます。それから、起点側から見て右側の橋梁用の防護柵は55.88メートルでございます。高さは0.85メートルとなっております。

工期ですが、着手は契約締結日の翌日から、完成は平成26年9月30日までとするものです。

3、位置図、工事平面図、橋梁一般図、上部断面図は別紙資料のとおりです。

19ページをお開き願います。

今回の施工位置ですが、図面中央の丸で囲った部分、太田地区と門静地区を結ぶ太田門静間道路の中間となります。

20ページをお開きください。

図面上部の①工事平面図をごらんください。向かって左側を門静地区、右側を太田地区として配置となっており、図面ほぼ中央縦に図面の上を上流、下を下流として、旧尾幌1号川が流れております。工事起点は、図面左側の門静地区側としては太田地区側を終点として計画しております。

現道は、図面下に一度蛇行して、現在の既設ホマカイ橋を渡り、太田方面に大きく右へ曲がる路線となっているのに対し、計画路線は点線で示したとおり急な曲がりやを緩和する計画となっております。

今回の工事目的であるホマカイ橋は、現在の位置より図面の上部、旧尾幌1号川の上流に示した位置であります。新設されるホマカイ橋の両端に橋台がありますが、これは昨年度、平成24年度からの国債工事で今年度8月30日に完成しております。

また、同様に図面右側の橋台に接続している擁壁工、さらに図面左側既設道路との接続までの間、軟弱地盤対策として載荷盛土が完成しております。載荷盛土との新設されるホマカイ橋の間にも擁壁工を設置予定ですが、これは載荷盛土による地盤の補強が完了した後、平成26年度からの工事を予定しております。

新設されるホマカイ橋を横から断面的に見たものが図面下部に示している②橋梁一般図となります。左右の橋台の間に平成25年度施工箇所ホマカイ橋新設と表示している太線部分が橋梁本体となります。橋の長さは47.20メートル、そのうち橋げたの長さは46.90メートル、上部を支える長さ、支間は45.80メートルとなっております。橋げたと橋台の接する部分はゴムが組み込まれたゴム支承で支えられ、橋げたの左右端はゴム製の伸縮装置を設置し、温度変化による橋自体の伸縮や地震時の揺れなどに対応できる構造となっております。

また、橋の上部には橋げた上部から橋台にかけて橋梁用の防護柵を設置いたします。図面右下に詳細を示すため、少し大きい縮尺であります③上部断面図を示しております。橋の構成は、構成の橋げたの上にコンクリートの床板が乗り、さらに舗装をかけ、床板の両端に橋梁用の防護柵を設置します。

構成橋げたについて、橋げたは主に溶接構造用圧電鋼材と呼ばれる鋼材であり、厚さ6ミリメートルから43ミリメートルのものを使用して工場製作されます。この橋げたは、構造上、3ブロックに分かれており、その一つの間隔が2.30メートル、合計で6.90メートル、高さは2.40メートルとなっております。

次に、その上に上がる床板について、床板は鉄筋コンクリート製で構成橋げたの架設が終わった後、その上で鉄筋や型枠、コンクリート打設により施工いたします。全体幅は8.70メートル、車道幅員は7.50メートル、床板の高さは0.44メートルとなります。床板の上、車道部分には40ミリの粗粒度アスコンを基層として、さらに40ミリの密粒度アスコンを表層とする二層の舗装を施します。また、橋梁用防護柵は床板の両端には高さ0.85メートルのものを設置いたします。

以上が、工事内容の説明となります。なお、別途、お手元に参考資料といたしまして8月27日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願

ます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 指名競争入札の結果なんですが、1回目、入札不当に終わって、2回目、この今回、業者になった業者であれば辞退をしているということなのですが、このそもそもの、そして99.84%という落札率が条件を超えるので99%を超えるということになると、針の穴を通すより難しいのではないのかなというような入札になっているわけですが、今回、この1回目は全てが予定価格をオーバーするというようなことになった主な原因はどこにあったのか、まずそれを説明いただきたい、そんなふうに思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

ご質問者のおっしゃる予定をオーバーした原因は何かということでございますが、あくまでも町が積算して発注した、その工事金額を割って入札、応札をした業者がいなかったということで、それはあくまでも結果でございます。

1回目、私どもの予定価格よりも下回る会社がなかったという結果ということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 先ほどもテントでは93%と、この後また出てくる、財産の取得なんかがあるのですが、それと比較してこの建設関係の落札率の高さというか、この辺はどういうふうに考えればいいのか、今回、特に1回目は不調に終わっていると、場合によってはこれは2回目だって不調になってしまうことがあり得たのではないのかなというふうに考えますけれども、これは今、東北のほうでは非常に厳しい状況が続いていますよね、各自治体や国も含めて工事の落札が決まらないというような状況が続いているのですけれども、そういうものとの影響があるのかないのか、例えば資材等の購入、納入、こういうものが今、どういう状況にあるのか、そのあたりは無理がないのかどうなのかということも含めて、やはり検討はされた上でのきっと予定価格ではないのかなというふうに考えますけれども、実際はどうなのか教えていただきたいというふうに思うのですが。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 今、議員おっしゃったように、東北地方で入札、応札がなかなか決まらないという状態がありました。

今年度に入り特に新聞報道にもございますように、帯広だとか、名寄だとか、美深町でも入札したけれども辞退したり、応札したが予定価格を超過して不調に終わっていると、先週ですけれども9月3日にもそういった事例が起きているということでございます。

なぜ、そういう事態になっているかということでございますけれども、近年、公共事業の削減で建設業界のいわゆる職人も含めてなり手がいない、人員削減が続いていたところに東日本大震災が起きて、公共事業が東北地方の担い手だとか、資材が極端にそこに集中しているということ、それから職員も北海道からもどんどん東北の被災地のほうに行っていると、そういうこともあって資材が集中している、少なくなっているということで、資材も高騰しているということも事実でございます。そういったことが今回のうちの入札にも影響があったのかなという推察は入札の結果しております。

あくまでも競争入札、競争でございますので、積算基準、それから単価等は公表されております。ですから、うちで積算するのと、業者さんも同じようなソフトを持って積算して、労務費も公表されておりますので、恐らくうちが100円という設定をしたら、業者さんもそれに近い、いわゆる数字をはじき出せるということでございます。

先ほど言ったように、こういった職員不足だとか、いろいろな状況でうちどもに入ってくる単価、積算する単価等、大きく違ってくるかもわからない要因としましては、そういった資材の高騰がうちのうちで業者に見積もりをとって、業者といたしますのはそういうメーカーに見積もりをとって、積算に利用しています。業者さんは業者さんで同じく積算するときに見積もりをとっていると。

そのときに、いわゆるうちで見ているよりも、実際には少し高めでセッティングしなければならないとかということは、結局は今回の工事でも実際にはことしから来年までの工事でありまして、ことしは2割のいわゆる事業割合でございます。来年8割を仕上げると、大きく職人がいる事業というのは来年にかかってからの仕事になりますので、来年もっとこれ以上、きつくなる、そういう職人さん方を含めてきつくなる予想がされたのではないかと、あくまでも余裕をみて業者さんはその辺を勘案しながら応札価格を決めているのではないかとということが考えられます。

ですから、うちの今の基準、今の適用の中で積算しているよりも、その辺は各業者競争ですので、1回目はそういう状況の中で応札というふうに落札にはならなかったという自体でないかなということは推測できます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 課長がおっしゃっていますけれども、予定価格は公表しているわけでしょう。公表してないの、公表していないけれども、その判断基準となる基準はその国の基準でやっていると、だからそこから予測つくだろうというようなことか、そういうことではないね。

そうであれば、そこまでお互いに予定価格が公表されていないとしても、判断材料は町のほうが示す基準と、ラインと業者のほうが思っているソフトと、そう差異がないというふうに理解していいですよ、今の課長の説明からすると。

そうすると、その範囲内で応札してくるのが筋ではないのかなというふうに私は思う

のですよね。ところが、今回は1位から含めて全部がオーバーしているわけですよ。予定価格は公表されていないけれども、同じことが推定できて、そこに到達するものを業者もきちっと持っている、そうすれば本当にその仕事をしたいのであれば、その範囲名で初めから努力をしていくのが筋ではないのかなと、そうでないのであれば私は初めから辞退をするのが一般的には、私、業界の人間でもありませんから全くの素人ですから、一町民として思うことを言っているのですけれども、そういうことになるのではないのかなと思うのですけれども、その点ではどういうふうに考えていけばいいのかと。

もうおつき合いだから、まず1回やっておきましょうというようなことを、それをやらないと今後の入札等に響くから一応、今回は札は入れておこうという程度のものでやっているのか。本当にこの仕事を地域の仕事でもありますから、やはり地域の産業だとか、あるいは交通安全だとか、地域の住民の安全確保のためにこの仕事をして、業者としても貢献しようというような考えで入札に参加されているのか、その辺がちょっと非常に私としては疑問になるのですけれども、もう一度お願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

業者さんのつき合いで入札に参加されているということではないと思います。先ほど言いましたようにいろいろな人件費だとか、そうった部係だとか、いわゆる積算のシステムだとかは、あくまでも倣って公表もされています。

ただ、実際に業者さんはそれ以上にもしかしたら高い人件費で作業労働者を雇わなければならない事情だとか、それからうちが見積もりとった以上に余裕を見て来年度も含めて、高騰ももう少し上がるのではないかという予想も含めて積算をした場合には、うちの金額よりも高い金額で当然、積算出されるはずでございます。

その上で、もちろん予定価格を公表しておりませんから、うちの予定価格を100円ということとはわかるはずがありませんので、それに近いことで各業者は自分の会社だったらこのぐらいでいけるだろうということで応札してくるものですから、たまたま第1回目のときはうちの予定価格以下にはならなかったという結果でございます。2回目につきましては、その6社辞退したわけですけれども、その会社自体ではそれ以上、自分方は単価、金額を下げて応札するということは自分方にはもうこれ以上できないという見通しの中で辞退したという結果でございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第68号 財産の交換・贈与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました議案第68号 財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

改正しようとする財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例は、地方自治法第237条第2項の規定により、原則として禁止されている普通地方公共団体の財産の交換、出資目的、もしくは支払い手段としての使用、または適正な対価によらない譲渡、もしくは貸し付けのうち、同項の規定に基づき条例を定めることにより行うことができるとされている厚岸町の普通財産及び物品の交換、または適正な対価によらない譲渡、もしくは貸し付けの範囲等について、旧自治省通知による条例準則並びに地方自治法の解釈運用に倣い、その一般的な基準を定めている条例であります。

ここで、少しお時間をいただきまして、条例の規定の内容についてご説明をさせていただきます。別に配付しております議案第68号 説明資料、財産の交換、譲与・無償貸付等に関する条例新旧対照表をごらん願います。この欄の左側、現行のほうをごらんいただきたいと思います。

第1条は、略としておりますが、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、普通財産を交換できる場合の基準を定めております。その内容は、普通財産の交換は土地は土地、建物は建物といった同一種類の財産に限り、厚岸町の公用、または公共用に供する必要がある場合、国または他の地方公共団体、その他公共団体の公用または公共用に供する必要がある場合に行うことができることを規定しております。

また、第2項では、価格について交換の性質上も等しい価格の財産について交換することが望ましいではありますが、常に等しい価格であるとは限らないので、価格に差額があるときはこれを金銭で補足しなければならないこと、いわゆる等価交換の原則を規定しております。

さらに、各号列記以外の部分にあるただし書きにつきましては、価格の差額が多額なときは交換の趣旨を逸脱することになるため、交換財産の価格の差額について高いほうの6分の1以内とするなどの一定の制限について規定をしております。

第3条は、普通財産の譲与、または減額譲渡できる場合の基準を定めております。その内容は、普通財産を譲与、または時価よりも低い価格、いわゆる適正な対価によらない普通財産の譲渡は他の地方公共団体、その他公共団体において公用、もしくは公共用、または公益事業のように供するために譲渡するとき、他の地方公共団体、その他公共団体において維持

及び保存の費用を負担した行政財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止により生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該他の地方公共団体、その他公共団体に譲渡するとき、寄附にかかる行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附者、またはその相続人、その他の包括承継人に譲渡するとき、代替施設の寄附を受けて行政財産の用途を廃止したことにより生じた普通財産を当該寄附にかかる財産の価格の範囲内において当該寄附者、またはその相続にその他の包括承継人に譲渡するときに限定することを規定しております。

第4条は、普通財産を無償貸付、または減額貸付できる場合の基準を定めております。その内容は、普通財産を無償または時価よりも低い価格、いわゆる適正な対価によらない普通財産の貸し付けは、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体の公用もしくは公共用、または公益事業のように供するとき、地震、火災等の災害により普通財産の貸し付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときに限定することを規定しております。

第5条は、物品を交換できる場合の基準を定めております。その内容は、物品の交換は同一種類の物品に限り、経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときに行うことができることを規定しております。

また、第2項は略としておりますが、その内容は、第2条第2項の等価交換の原則に関する規定を準用することを規定しております。

第6条は、物品を譲与、または減額譲渡できる場合の基準を定めております。その内容は、物品を譲与、または時価よりも低い価格、いわゆる適正な対価によらない物品の譲渡は、公益上の必要に基づき、他の地方公共団体、その他公共団体、または私人に譲渡するとき、寄附を受けた物品、または耕作物の用途の廃止による解体、もしくは撤去により物品となるものを当該寄附者、またはその相続にその他の包括承継人に譲渡することを寄附採納時に定めていた条件に従い、譲渡するときに限定することを規定しております。

第7条は、物品を無償貸付、または減額貸付できる場合の基準を定めております。その内容は、物品を無償、または時価よりも低い価格、いわゆる適正な対価によらない物品の貸し付けは公益上、必要があるときに限り他の地方公共団体、その他公共団体、または私人に行うことができることを規定しています。

なお、この条例の定めによりがたいものにつきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、個別に議会の議決を求めることとなります。

そこで、このたびの改正の目的と理由につきましては、一つ目として平成23年11月30日に施行された地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定が削除され、これまでこの規定で制限されていた地方公共団体から国等に対する土地、建物等の無償貸し付け等を含む寄附金等の支出が地域の自主性及び自律性を高めていくことを目的に、地方公共団体の自主的な判断にゆだねることとされたことから、これまで本条例において、普通財産の譲与または減額譲渡の対象や普通財産の無償貸し付け、または減額貸付の対象及び物品の譲与、もしくは減額譲渡または無償貸付、もしくは減額貸付の対象から国を除外しておりましたが、これらの対象に新たに国を加えようとするものであります。

また、二つ目としては、このたびの改正に当たっての条文精査において、前段の法律改正等による必要な改正事項のほか、表現の改めや字句を整備すべき箇所が散見されたことから、この際、これらのあわせた所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、議案書21ページをお開きいただきますとともに、先ほどの新旧対照表をごらん願います。

条例案の内容説明につきましては、この新旧対照表により行わせていただきます。

初めに、第2条の一部改正は、第1項列記以外の部分中、第1項第1号中及び第2号中並びに第2項中のいずれの改正も字句の整理によるものであります。

次に、第3条の一部改正は、各号列記以外の部分中の改正が字句の整理によるもの、第1号の全部改正が前段でご説明申し上げましたとおり、第2次一括法によって地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定が削除され、国等への寄附金等の支出が地方公共団体にゆだねられたことによる普通財産の譲与、または減額譲渡の対象に国を追加することと、字句の整理によるもの。第2号中の改正も第1号と同じく、その対象に国を追加することによるもので、第3号中及び第4号中の改正が字句の整理によるものであります。

次に、第4条の一部改正は、各号列記以外の部分中の改正が字句の整理によるもの、第1号中の改正が第3条第1号と第2号の改正と同じく、第2次一括法によって、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条の規定が削除され、国等への寄附金等の支出が地方公共団体にゆだねられたことによる普通財産の無償貸付、または減額貸付の対象に国を追加することによるもの、第2号中の改正が字句の整理によるものであります。

次に、第5条の一部改正は、字句の整理によるものであります。

次に、第6条の一部改正は、各号列記以外の部分中の改正が字句の整理によるもの。第1号中の改正が、第3条及び第4条で申し上げたとおり、法改正によって国等への寄附金等の支出が地方公共団体にゆだねられたことによる物品の譲与、または減額譲渡の対象に国を追加することによるもの。第2号中の改正が字句の整理によるものであります。

次に、第7条の一部改正は、これも第6条までにご説明申し上げたとおり、法改正によって国等への寄附金等の支出が地方公共団体にゆだねられたことによる物品の無償貸付、または減額貸付の対象に国を追加することと、字句の整理によるものであります。

議案書22ページをごらんください。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 何点かお聞きしたいと思うのですが、まず1点目、今回この条例案の上程に当たっては説明を総務課長のほうにされているのですが、通常、財産管理主管というものが建設課のほうにあったというふうに私は思う、特に今回の改正のように普通財産にかかる管理主管というのは建設課のほうにあるのではないのかなと、そういった中で今回は総務課のほうの説明で上程されていると。ということはあれですが、財産

の管理主管、普通財産の管理主管が総務課のほうに移ったと、今後、普通財産関係の質問等は全て総務課のほうにしていというふうに理解してよろしいのでしょうか。

あと、2点目なんですけれども、総務課長が条例改正に当たっての冒頭の自治法の改正によるということを出されたのですけれども、ではそれをなぜ今、条例改正をするのか、個別の案件としては、今回、財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例、ここで字句の整理は置いておきまして、国への無償貸付等ができる規定をなぜ今さらになつてつけなければならないのか、総務省のほうからこのように廃止になったから、では条例を市町村で整備しなさいと、そのような通達関係というのは私はないというふうに思っているのですけれども、なぜに今回、条例改正に当たったのか、条例改正をして対処しなければならない、個別の案件が何かあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

あと、これはこの条例の厚岸町の場合の問題点といったらあれなんでしょうけれども、行政財産については実はないのですよね、ほかの町村では行政財産については準用規定を設けている町などもあるのですけれども、今回、どうせやるのであれば行政財産のほうをやらなければならないかというふうに思うのです。

その説明を次の質問の中でもするのですけれども、4点目ですね、総務課長が説明されておりました、廃止された法の附則、これを地域の自主性、自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というのが23年11月30日に施行されて、これによって法の附則、もともとの法の附則が廃止になったのですよということなのですよね、地方公共団体の財政の健全化に関する法則第5条、これがこの法律においては廃止になったと。

もともと、この法の附則というものは総務大臣の許可という特認事項があった、普通財産の交換、譲渡等は地方公共団体から国に対しては原則だめですよと、ただし8つの特認事項については総務大臣許可を持った中ではできますよということでの、まず特認事項があったのです。

先ほど総務課長は、そういう特認事項が廃止になったということ何ら説明もなく、国に対して譲渡、無償譲渡などができるかというふうに、そればかりを協調するように説明されているのですけれども。まず原則だめ、特認事項として総務大臣の特認があるという中では、では今回のこの法の附則が廃止というものを考えたときには、もともと特認事項となっていなかった国に対する財産の無償譲渡減額譲渡や貸し付けというものが自由無制限にできるようになるというものは、私は考えられないと思うのです。これは、この法の附則が廃止になった後に、国のほうの閣議で出されていますけれども、地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取り扱いについて、閣議全部読めば大分時間もかかるのかもしれませんが、項目だけを言っていきますと、各市町においては国と地方の財政規律を確保する観点から、地方公共団体との関係において官公庁に問い合わせる寄附金等の抑制について引き続き順守するとともに、地方財政の第4条の5で禁止されている割り当て等寄附金ともより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないことというような中で、寄附金等を支出しない場合におき不利益な取り扱い及びその示唆、第三者を通じた寄附金等の要求または勧誘、またその前段の二つに関する自発的な市町村の意志決定に影響を及ぼすような項というものを各市町がしてはいけないよということを決めて、総務省のほうはそれを受けた中で各都道府県、市町村のほう

にも通知というものを出しておりました、改正の趣旨といった中では、なお本改正の施行後においても国と地方の財政規律の確保の観点から国等の寄附金等の支出に当たってはこれまでの健全化法附則第5条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営に努められたいというように総務省のほうでは通達を出しておりますよね。

そういったものを考えていったときに、国と地方は幾らこの自治法の改正によって対等とは言いましても、それは大都市と国との関係性の中においては言えることだとは思いますが、私たちがのような小さな町とかが、国と幾ら対等とはいってもその重要な施策の実現のためには、国の動向というものを常に注視し続けていかなければならない、そのような中であっても、国の事業、万が一推進とかというふうなしようといったときにできる限りの市町村としての協力をしたいといったものは、確かに住民の利益向上の中では当然、認められるべきものだと思います。

ただ、その意図はだからといって先ほど言いましたように無制限に住民の貴重な財産を国に対して譲渡や交換や貸し付けなどが安易にできるようにはなってしまったら、これはやはりいけないと思うのです。そのような行政が行おうとする行為を議会や町民がしっかりと監視する、そのための担保というものが今条例の改正の中において、私たちがでは担保がとれるのか、監視するためのものが何かしらあるのかと、議会のほうに報告案件として上げなければならないとかというもの、議決案件というものを、議会の議決に要すべき事件というものを議会のほうで定めればいいのだということにもなるのかもしれませんけれども、一方ではこのように法の中ではできる規定、一方ではできない規定を設けるといふふうにはならないはずなので、そういった中では、まずやはりこの条例なりの運用に当たっては、私たち議会や町民がその行為を見ていくことができるような、何かしらの方策というものが考えられているのかどうなのか、これら4点について教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えをさせていただきます。

まず1点目、なぜ私のほうから今回の条例案の提案をさせていただいたかということでありますが、これにつきましては本年の3月、第1回目の定例会の際に地域主権、当時は地域主権改革一括法と言っておりましたけれども、この1次一括法、それから2次一括法の条例改正の必要なものについて、私のほうから素案の部分で説明をさせていただきました。その流れによることということで、今回もその改正の理由が地域主権改革一括法に基づくものであったことから、私のほうから説明をさせていただいたということでございます。所管はあくまでも建設課ということであります。

次に、二つ目のご質問でありますけれども、今回、この国をそれぞれの条項に加えた理由であります、基本的にこの条例というのはできる規定になっております。先ほども1回目の説明のときに申し上げましたけれども、一方、地方自治法の第96条第6号の規定があって、条例に定めるものを除くというふうになっておりますけれども、この条例はあくまでも一般的な基準、これは軽微なものというふうな表現のほうがいいかと思っておりますけれども、このものについてあらかじめ町長の権限の中で条例に基づいて行うことができるということと解釈

をしています。

今回、この無償貸し付けということで今、厚岸町と北海道開発局の釧路開発建設部との間で道の駅、厚岸グルメパーク、コンキリエですけれども、この登録区分を道道123号から国道44号へ変更しました。これに伴いまして道の駅の防災拠点化に関する協定を今後、結ぶことになっております。

それに付随しまして、釧路開発建設部のほうでこの協定後、直ちに速やかになりますけれども、防災拠点とする道の駅の防災機能の充実、さらにこれを図るために発電機、非常用電源装置、投光器、非常用トイレ等々、町のほうで整備をしかねている物品についてこれを整備、着手していただくことになっています。

それを保管すべき倉庫が今ございません。町のほうでもコンキリエのほうにその保管庫を整備いたしましたけれども、これはあくまでも町のほうで整備をしたものを保管する、今回、先ほどの議案第66号でもありましたとおり、消防署で使用する膨脹式エアテントもこちらのほうに保管することになりますけれども、それらたくさんの防災資機材を保管するための倉庫をこのたびどこかにつけることができないだろうかということで、開発建設部のほうからご相談がありましたので、コンキリエに置くことが最良だろうと、最善であろうという判断をして、そちらのほうの一部でありますけれども普通財産を無償の貸し付けをした上で、そこに倉庫を備えつけていただくということにしたいというふうに考えております。

これら全て、備蓄の保管庫も含めて釧路開発建設部のほうで整備をしていただくということでございますので、これは町にとっても非常に有用性のある、最終的には町民の皆さんのためなるものだということの判断をして、しかも優先的にこれら整備していただいたものについては厚岸町が使用していいですよということも言っていたいておりますので、有用性のあるものとして無償貸し付けの形で、その土地をお貸ししたいというふうに考えているところであります。

次に、三つ目の行政財産の無償貸し付け等についてももうたうことができたのではないかといいことでもありますけれども、これは私どものほうでも、この行政財産の無償貸し付け等については規定をすべきかどうかということは検討させていただきました。ただし、普通財産と行政財産を考えた場合に、行政財産の無償貸し付けについては議会の議決、一つ一ついただくことが今の段階としては重要であろうということで、この行政財産無償貸し付けの規定につきましては省かせていただきました。

次に、四つ目、無制限に行われるのではないかと、それらを監視できる体制というのとはどのように考えているのだということでもあります。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、あくまでもこの条例はできる規定でございます。ですから、その辺は無制限にこの条例に沿って、町サイドのほうで何でもかんでも無償貸し付けしたり、譲与したり、譲渡するということではございません。

これまでも、国が今回、新たに加わりますけれども、他の地方公共団体等々にはこれらのことはできたことですから、これについても今まで無制限に行ってきたものではありませんし、総務省から出ているこの文書については、国が強制的に地方公共団体に対してそのような行為をすべきではないという表現になっております。

今回の先ほど申し上げました、コンキリエの部分につきましても、国のほうから強制をされたものではございません。どうしたらいいでしょうかという相談を受けたところ、有用性

を考えて、そこは無償の貸し付けを行うべきではないかということで考えたところでございますので、また重要部分な貸し付け等々につきましては、当然、議会の議決をいただくこととなりますし、また、行政報告という形で報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 1点目についてはわかりました。今後も財産管理主管が建設課のほうにあるということは確認できましたのでいいです。

行政財産のほうについても検討はされていたと、もともとの法附則で総務大臣のほうの特認としてあった事項の中には、財産の実質的な交換や事務移管、原因者負担や一体施設、設置基準の超過、超過開催の公営競技の収益、これは関係ない。地域産業の振興に寄与する研究開発、8番目には住民への特別な医療の提供といった中で、この8つについては総務大臣が特に認めますよと言っていたものがあったのです。

一番あり得たのが、例えば市町村道を国道のほうに、国道として整備をするのだといったときに、市町村道が全て町有財産ですから、行政財産ですから、それらを国のほうに譲渡するときにはこのような規定の中で、これを規定して総務大臣のほうに許可を得た中ではできるというふうに一番考えやすいところとしてのこの8つの項目の中でも代表的な例だと思うのですけれども。先ほども最初に言ったとおりに附則の中で特認事項がまず先に上にある、できない。もともとできないとしたら財産の譲渡、法の附則がなくなったときには、これが当然、1段下がる、2段下がるもそうなのですけれども、この序列順番というのは私は変えてはいけないと思うのです。

例えば、この8つのことを市町村が行おうとした場合、今までは総務大臣とっていたけれども、法の附則が廃止になったから、では町長の権限の中でやってもいいですよ、でもこの8つにも定めていなかった財産の交換や譲渡や無償貸し付けというものについては、何らかの私は規定がなければならない、何らかの監視できる担保がなければはいけないと思う。

国にしてみれば、これは当然、地方のほうが決めることなのだから、地方で考えてくれというふうにも言うのが当たり前なのですけれども、残念ながらどの町のこの財産に関する条例などを見ても、何らそこまで踏み込んだものをやっている町というのはいないのですよね。

そういった中では、よほど国に対して強く物も言えるような町ばかりなんだというふうに私は関心をしてしまうのですけれども、ただ先ほども言っていましたコンキリエのほうに普通財産というもののうちで国道の避難場所としての防災備蓄倉庫を国のほうでつくってもらうがためのものを想定しているといったものなのですけれども。ただ国のほうからそのような相談があったこと自体が、その時点でもう示唆に当たるのではないのかなと、私だったら思ってしまうのです。どうしたらいいのでしょうかというのは、やはり示唆に当たってしまうというふうに私だ思うのです。

本来、国の事業なのですから、当然、厚岸町内にできるものなのですけれども、その利用の範囲というのは国民全体ですよね、であればその負担というものはしっかりと国がや

のようなものを最初から考えていただかなければならない。どうしたらいいのでしょうかという相談のされ方をしたときには、ではないよりもあったほうがいいですから、では私方の町の財産を使ってくださいというふうになるのか、これは至極当然の論理の行き着く先にしかありませんけれども、総務課長は先ほどの今後、これらの無作為、安易に行われるものではない、常に96条の第6号を意識しながら、重要なものについては報告もするし、また議決をとらなければならないとかというふうに。ただ、このように条例で改正してしまえば、できる規定とは言いながらも条例でしてしまえば96条の第6号は条例に定めるものを除くほかですから、今回、これで条例で定めてしまうのですから、やらなくても何らとがめを受けるものではない。

では、どこかでやはり先ほども言ったのですけれども、監視できる担保がなければだめだと私だと思っております。今回、私、決算委員会のときに普通財産に関する調書というのをお願いいたしました。あくまでも資料ですけれども、せめてその資料、今回、要求した資料というものを、それを決算資料の様式の中に組み込む、資料であれば要求しなければ出てきませんから、そうではなくて様式の中に入れて常にも前年度の普通財産の移動関係が詳細にわかるものを、この決算書の中に入れて出してもらおうと。せめてそのぐらいのことはしていただかなければ、いつ普通財産を国のほうに出して、その内容というものが本当に示唆のなかったものなのか、突き詰めていけば示唆があったものなのかどうなのか、そういうものをしっかりと監視できるものではないということに思うのです。その点についていかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私のほうから道の駅の整備に当たって、総務課長がその土地の部分を国のほうからどうしたらいいだろうかと相談があったというような答弁がありましたけれども、経緯についてちょっと私のほうから説明させていただきます。

実は、3・11の震災あったときに、ターミナルは多くの町民の方々にいっぱいになりました。あれは3月です。ですから、観光客はほとんどいない時期、その時点であのような状態、これが今のような観光シーズンのときにそういう津波が来るようなことになれば、町民が逃げていったときに町民すら避難できないような状況が十分考えられるということでは、開発のほうに何とかその道の駅、道路利用者の道の駅になっているわけですから、国のほうにも協力ということをすぐさま町長も動いて国土交通省等にも要請活動を行っていました。

その実現に向けては着々と今、検討を進めさせていただいておりますけれども、昨年の6月に道の駅を防災拠点化する、昨年の6月までは道内で10カ所ほど拠点化された道の駅があると、3・11を踏まえて16カ所追加するという報道がありました。そのときに、うちの味覚ターミナルがその16カ所に入っていなかったのです。そこで、なぜこういうような地形の有用なこの味覚ターミナルが防災拠点にならないのだということのすぐさま町長は国のほうに訴えたわけでございますけれども、その際には味覚ターミナルができたときには、国道から入り込む道路というのが実はなかったのです。あやめ跨線橋といえますか、道道から入り込む道路を味覚ターミナルを整備するときにつくったと、で

すから登録する際には北海道経由で道の駅に登録されていたということです。それがあ
る限り、北海道が所管する道の駅的な扱いをされていたと、それであれば今はその後、
国道から森林組合とかある、木工センターの後ろから入るところからできましたので、
そういうような国道からも入れるような状況になったということで、区域を若干広めた
中で今年の11月に国の所管の道の駅に変更していただきました。

それで、道の駅の防災拠点化を何とか進めてほしいということ国の方に厚岸町か
ら要望させていただいて、何とかそういう登録がえもできたので、ぜひ厚岸の味覚ター
ミナル、道の駅名でいう厚岸グルメパークというのですが、そのグルメパークを防災拠
点化のほうにした位置づけをして、必要な備品等も整備をしていきたいという方針を国
のほうも示していただきました。

その際に、当然、備品類はある程度かなりの量になりますので、道の駅の周辺に配備
することが適当だろうと、そこで厚岸町の中に保管する倉庫的なものはあるだろうかと
いう相談が来た。ただ、厚岸町の備品もあそこにありますけれども、昔だったら浄化槽
の上のところ倉庫を建ててやっていますが、あとはそれ以外の場所を、そういう倉庫
を2棟ほどなのですけれども立てるような敷地がない、あるいは景観上、考えるとそう
いう適地はないという中では、上り切りの際の道路の斜面があるのですが、その斜面を
若干切って、土地をつくって、そこに倉庫を設置するという方向で今、検討させていた
だいていたと、そこが普通財産になるということで今、この条例改正が認められれば、
そういった手続きを順次進めていきたいなということでもありますので、私のほうからそ
の経緯だけ説明させていただきました。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 議員のほうからその無制限に行われることを危惧されてい
るようでもありますけれども、当然、従前、町長が申し上げているとおり、町と議会は車の両輪
ということもありますので、その辺、こちらのほうで無制限にそのような行為を行うことも
考えておりませんし、もし担保としてそのような資料を、例年の決算時において提出をする
ということであれば、年間のその移動部分については可能でありますので、あくまでも資料
という形で提出させていただきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 あくまでも資料にこだわってしまうのですね、私だとどうしても様式のほうで、
資料というのは本当に要求しなければならぬもの、私方は、私、課長や町長も初めこ
のように議論しています。当然、そういった中では今後、行われる町政の中においても
十分な監視というものは私方もできるでしょう。

しかし、やはりその次の時代、その次の時代の中で、では同じようにしっかりと監視
ができていけるのかどうかという、そのためには本来であれば条例なりでの明文化とい
うものがやはり一つとしては必要でしょうし、そこまで行かないのであっても、毎年こ
のように出されています決算資料の中には常にあるのだよと、監視するのはこのときに

でも監視ができるのだという部分をやはり私だとほしいなと思ってしまうのです。

現行の体制の中ではそこまでは考えない、ただ資料として出していただけるということの中では、やはりもう一步踏み込んでいただければなというふうに思うのです。

まちづくり推進課長のほうが味覚ターミナルの広域防災拠点化ということの中で説明されていましたが、だったらなおさら国がしっかりと市町村財産を購入するというものがやはり、その経緯として国にやってくださいというものの中ではあると思うのですけれども、国が決めた以上はしっかりと国が財政出動した中でやると、市町村の財産を当てにしての事業の樹立というものにはならない、それは先ほどの法の附則が廃止になった段階で出されている閣議や総務省通達の中で動いているのは明らかなのですから、それについてはやはり都度、示唆があったものかどうなのかというものの中でもやはり問いかけというものは町民のほうから国などのほうにあってしかるべきだというふうに私だと思います。貴重な財産ですから。それを無償で貸し付けたり譲渡しようとする。

ただ、私方議員としては、それらを監視するための一つのツールとしては様式化というものを求めたいと思うのですけれども、これについても一度だけできないのか、様式とすることができない何か特別な理由というものがあるのであれば教えていただきたいです。お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） その歴年の中で恐らくそのことが形骸化されることを危惧されてのご質問だと思います。

今の段階として、今回も議員のほうからその決算審査委員会ら向けてそのような要求資料がありましたけれども、いずれにしても今回の場合は要求資料ということで提出をさせていただいて、来年度につきましてはまだ期間もございますので、資料という形になるのか、様式として入れることができるのか、これらも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えます。

ただし、あくまでも前向きな形で検討させていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

休憩後にしていただきたいというふうに思います。

休憩します。

午後 3 時 01 分休憩

午後 3 時 45 分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

12 番、室崎議員の質問から始めます。

12 番、室崎議員。

●室崎議員 条例の解釈ですので大変、難しい質疑応答が続いて、ちょっと私もついていけないところがありまして、今、この休み時間に少し勉強させてもらいまして、それで私なりに整理したことをお聞きしたいので、よろしくお願ひしたいと。

まず、この条例第14号ですか、今回、改正の対象になっている条例の基盤には地方自治法の96条の第6項があるということですね。そこでは、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、適正な対価があれば関係ないですね。もしくは貸し付けることと、この場合に、条例で定める場合を除くほかはやってはいけませんよと、こういう規定になっているわけですね。それを受けて、こういう場合には、この96条の例外となるのですよという条例が厚岸町にもあるわけですね、それが昭和39年の条例第14号、それで財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例と、こういうふうになっているのですね。

それで、先ほど来、今回の改正で今までは地方公共団体、その他の公共団体という書き方だったところに、国、地方公共団体というふうに国の一言が入ったと、そうすると今までその他の公共団体という中に国を入れて考えることはできなかつたと、こういうことですよ。だから、国とはやり取りやってはいけませんというのが考え方ですね、ここから出てくる解釈の。

それで、この財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例というのは、国だけが相手ではないですね、地方公共団体や公共団体だけが相手でもないですね。そのほかに私人、これが入りますね、それを全部入れて一つの条例でくくっているわけです。そのときに、そのくくり方は無制限におやりなさいとはこの条例には書いていないですね。

先ほどの質疑応答を聞いていると、重要な部分については議決が必要で、軽微な部分については必要ありませんというようなことを言っているわけです。こういう文学的な話をされてもわからないのですよ。条例は何て書いていますか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 先ほどの6番議員に対する私のご答弁に関するご質問でございます。

もう少し私もちょっと先ほどの答弁に関しては言葉足らずな部分がありましたし、疑念を持たれるような答弁をしたと思いますので、逐条解説では、この条例に関する部分についてそれら国だけではなくて国等でくくらせていただきますけれども、額が著しく多額であるもの、これは……

（「議長、休憩してください」と発言する者あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後3時49分休憩

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 大変申しわけございませんでした。

まず、普通財産の交換につきましては、普通財産は次の各号の1に改正ではいずれかになりますけれども、該当するときは、それを他の同一種類の財産と交換することができる、ただし、価格の差額はその高価なものの価格の6分の1を超えると、または保管しようとする普通財産、もしくは財産のいずれか一方の予定価格が等々と書かれていまして、これでは、第1号では、その1に該当するときは本町において公用、または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき、あとは第2号としては国、または他の地方公共団体、その他公共団体において公用、または公共用に供するため、ということの目的が記されています。

第2項では、当初の初めの条例の説明でも申し上げましたとおり等価交換の原則が規定をされているところでございます。

- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

- 室崎議員 そうすると対象となる土地、またはそれ以外の財産の価値によって上限が決められているわけですね。

ですから、それから土地の場合にはそれだけでなく、土地の大きさによって上限が制限されているわけですね。この制限は、今回の改正では全てに適用されるわけだから、国に対する交換や譲与、無償貸し付けのときにも、この制限が規定される、それでこの制限内であれば議決要件にはならないというふうに解釈できるのかどうかということです。

私人に対するときは間違いなくこれのあれですね、制限が当たりますね。今までは地方公共団体、他の公共団体についても公共 するとか何とか目的の話は別ですよ、ということになっていましたね。そこに国が入った、それで国に対しても同様であると、要するに対象が一つふえただけで他の規定が変わったわけではないと、そのように解釈してよろしいのかどうか、これが1点。

それともう一つ、今回、これを見て私、気づいたので実に愚かな話なのですが、何年前に交換が厚岸町で問題になったことがありました。そのときに、差額規定になっているのですよね、相当前ですけども。それを私、指摘しました。当時、直しますと言う答弁があったのですよ。

すなわち、100万と50万の交換になると6分の1の規定は交換で適用になりますね。この交換の部分だけ見ていればですよ。ところが、10億と10億1円の交換のときには、議決要件にならないのではないかと、差額はこれだけのときという言い方ですから、ということで当時、それでもって直ったものだと私は思っていたのですが、それともどこか

別の条例でそういう交換の場合についての規定があるのでしょうか、この点についてはもしそういう規定がないのであれば、問題点の指摘をしておきますがいかがでしょうか、この2点。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えいたします。

まず1点目でありますけれども、この価格の差額が高価なものの価格の6分の1を超えるときという部分につきましては、あくまでもこの第2条の普通財産の交換に関する部分のみという解釈をしております。第3条以降につきましては、その規定がございませんので、それ以下につきましてはこの第2条の部分は該当はしないというふうに思います。

2点目の比較の部分での質問でございますけれども、それが反映された別の条例への規定というのはないものと考えています。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それでは、ちょっと私、読み間違っていました、2条というのは全体にかかるとかと思っていたら交換のときだけの問題。そうすると、3条以下で交換以外の譲渡や貸し付けに関しては無制限であるということになりますね。

あなたは、答弁の中で軽微な部分と重要な部分で扱いが違いますと言っているけれども、それはあなたが軽微な部分と考えるときと、あなたが重要な部分と考えるときで取り扱いをかえましょと、私がここにいる限り、そうやって言っているわけですね。法の支配という言葉もありますけれども、条例というのは先ほど6番議員もちらっとおっしゃっていたが、この後、条例は生きていくわけです。昭和39年につくった条例、今、議論しているのですから。あと10年、そのとき何人残っているか、20年たったときここに何人いるか、今の議論なんてものは消えてなくなります、でも条例は生きている、その条例には軽微な部分とはこういうことで、重要な部分とはこういうことだとは一言も書いていないわけです。ということは、制限がないのです。

やはり、交換のところこういう制限を置いた以上は、ほかの部分にもここまでは町長の裁量でできるけれども、これ以上、大きくなったものについては議決を必要とするとか、そういうようなものが必要ではないですか。5円、10円のものまで1回1回議決を必要とするということが、町政の執行上、事務の執行上あり得ないのですけれども、これが5,000万、1億となった場合には、やはり違うでしょう。

それから、今言った交換に関しては差額というのはおかしいのです。それこそ10億と10億の土地交換した、建物交換した、差額はゼロだった、だから議決要件になんかならない、けども100万単位のところががばっと差額が出れば議決要件だって矛盾ですよ。

交換という制度、これは簡単に言うところのものをあっちにあげますよと、あなたのもを私もらいますという形で、物と物でやり取りしているのです。片方がお金になれば売買なのです。私の物をあなたにあげますよ、あなたの100万ください、だから何とか基本的なところは経済的に言うと何も変わらないのですよ。それなのに片方は差

額、そうすると売買だって100万のもの、100万の現金をもらった差額ゼロなのです、等価交換ということで。それなのに売買のときには議決を要するかなんていう妙な理屈も出てきますので、この点についてもやはりきちんと検討して、前に一度、若狭町長のときだったかどうかもう覚えていないのですけれども、そういう議論を相当やりまして、そういうのをいただいています。

これについてはやはり、だから今、その旧手形を切れなんていうことは言いませんけれども、やはりきちんと検討して整備をしていただきたいわけです。この2点についてお答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほどの6番議員とのやり取りの一部の中で、答弁が文学的というご指摘がありましたけれども、今、ご指摘があった点について、例えばどれくらいの金額のものなのか、あるいは貸し付けするに当たってどれくらいの期間のものなのか、それら一定の線引きをして無制限に町長の権限でできるということを一定の線引きをする規定を設けている市町村もあるやに聞いております。それらのところも参考にしながら、規定の整備をさせていただきたいというふうに考えます。

それから、先ほどの普通財産の交換の議論であります。大変申しわけありません、私がこの席につくようになってからは、その議論があったということは記憶に残念ながらありません。もしかしたらどこか席を立てていたか、どうかわかりませんが、いずれにしてももう少し勉強させていただきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第69号 厚岸町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第69号 厚岸町子ども・子育て会議条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成24年8月に、いわゆる子ども・子育て関連三法が国会で成立し、子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新制度が平成27年度に開始する予定となっております。

この新制度では、市町村に対し平成27年度から平成31年度までを期間とする地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけているほか、計画への子育て当事者等の意見反映や計画推進に当たっての施策の実施状況等について調査、審議する町の付属機関として子ども・子育て会議の設置が求められております。

お手元に配付の議案第69号 説明資料をごらん願います。

参考としていただきますよう、関係条文を抜粋してお配りしておりますが、子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村は条例で定めるところにより、事務を処理するため、審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとして規定され、同条第3項において、合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるとされているところでございます。

子ども・子育て支援法の全面施行日については、平成28年4月1日までの間において、政令で定める日からとされておりますが、合議制期間設置に関する部分は平成25年4月1日から施行されているものであります。

この新制度は、文部科学省所管の幼稚園の基準と厚生労働省所管の保育所の基準のいずれも満たす必要がある認定こども園制度は内閣府に一元化し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設等を行い、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものであり、市町村には条例で定めるところより、審議会、その他の合議制の機関を置く努力義務が規定され、この機関の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることと規定されたものでございます。

これらの規定に基づき、厚岸町子ども・子育て会議を設置するとともに、当該会議の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることとして本案を提出するものであります。

制定条文の説明をする前に会議設置後のスケジュールなどについてご説明申し上げます。

条例の施行後、子供の保護者を対象に今後の利用希望を調査するアンケート項目に関するご意見をいただき、アンケート調査結果等をもとに平成25年度中に厚岸町子ども・子育て支援事業計画策定に対する意見徴収を開始し、平成26年度半端までに計画案の策定を終え、その後も計画見直しなど調査、審議するものでございます。

なお、会議は年間4回程度として予定しているものであります。

議案書23ページをお開き願います。議案に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、厚岸町子ども・子育て会議を置くことの規定でございます。

第2条は、所掌事務の規定で、法第77条第1項各号に掲げる事務としておりますが、これは認定こども園、幼稚園、保育所などの利用定員の設定、厚岸町子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し町に意見を述べていただくことと、厚岸町の子ども・

子育て支援に関する施策の総合的、かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議する内容であります。

第3条第1項は組織の員数、同条第2項は構成員に関する規定で、第1号は子供の保護者、第2号は事業主を代表するもの、第3号は労働者を代表するもの、第4号は子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、第5号は子ども・子育てに関し識見を要する者、第6号はその他町長が適当と認める者として、それぞれ規定する者のうちから町長が委嘱する内容です。

第4条は、委員の任期に関する規定です。

第5条は、子ども・子育て会議の会長及び副会長に関する規定です。

第6条は、子ども・子育て会議の会議に関する規定です。

第7条は、子ども・子育て会議の庶務は保健福祉課において処理する規定です。

第8条は、会議の運営に関する規定です。

附則でございます。この条例は、平成25年10月1日から施行するものでございます。なお、この子ども・子育て会議の開催のための経費については、補正予算計上をさせていただきます。

以上、大変、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 まず私のほうから質問させていただきます。

先ほど来、課長のほうから説明の中で第3条の法第6条第2項に規定する保護者といったものの中では、これは子供というのはわかったのですが、4号にある法第7条第1項というのは何を指す事業従事するものなのかというのを教えていただきたい。ちょっと聞き逃したのもですから、ちょっと教えていただきたいなと思います。

あとは、私どもの所属する私の所属する委員会においても、この厚岸町子ども・子育て会議条例の制定についてということでの事前の説明というものがありませんでした。その中でも私ちょっと述べさせていただいたのですが、この組織なんですよね、委員が15人以内で構成する組織なんですけれども、この中で第3条の第2項の第1号から第5号まで列記されているのですが、少なくとも構成人数ぐらいはやはりあるべきではないのかということをお願いさせていただきました。

例えば、15人のうち事業主を代表する者が13人もいて、実は保護者を代表する者が1人しかいないとか、逆しかりなんですけれどもあると、そういったときに広く意見を求めた中でこの子ども・子育て法に基づく定めていこうというようなもののときに、少なくとももっと広く意見を徴しれるように最低でも何人以上というような中で、その合計がというような規定というものが必要ではないのかというふうに私は質問させていただきました。

明確な回答というのはそのときにはなかったと思うのですが、では実際の運用の中で町長のほうから委員を任命するときに労働者を代表する者が15人、全部を任命す

ることが当然あり得ると思うのです。そのようなときにこの会議の正当性というか、広く意見を徴するという目的というものをどのように果たしていくように考えているのか教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

第3条第2項第4号の関係でございますけれども、規定といたしましては法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者としてございます。これについては、私ども厚岸町の環境の中において、これらに当てはまるということにつきましては、社会福祉協議会におい厚岸町ファミリーサポートセンターという、子供を一時預かりする事業を行っております。この事業に従事する方が、この場合の選任の対象になるのかなというふうに考えております。なお、町内にはこれ以外の子ども・子育て支援での具体的な事業というものは私どもの範疇ではございませんので、そのように考えてございます。

また、次のその15人の委員の関係、定数の関係でございますけれども、条例の規定上はこの範疇で何とかお願いしたいなというふうに思っておりますが、具体的にはこれを一つも、やはり第1号から少なくとも第5号までは欠けることのないような考えを持っておりまして、当然、子育て当事者につきましては、子育てをしている保護者の皆さん、それから年齢にも幅広いものがございます。

そのようなことで、年代的にもそのニーズがやってくるものと考えておりますので、それを考えるときには幼稚園、教育、それから保育、それから施設を使っていないお子さんをお持ちのお母さん、そんな方々に加えて働く方の立場から、あるいは幼稚園等を経営している方々、そういう総合的に人選をしていきたいというふうに考えておりまして、現在、この15人以内というふうに規定しておりますけれども、今後行う中では、この15人をもって何とか選任作業を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、あくまでも15人といった中で、その内訳なりを示す考えというのはないと、ただその第6条の会議の中では議事というものは出席した委員の過半数をもって決定しというものなどもあります。

では、広く意見を聞く前にあらかじめ意思統一のしやすかろう人たちと事前に話し合った中でこの会議を進めるということも、会議の進め方としては当然、可能になってしまわないのかなと、そのような会議の運営の仕方がどうなのかと、少なくとも条例上はこうかもしれませんけれども、規則の中では何人以上とかというものを定めることは可能だと思うのです。せめてそのぐらひはやらしてもらわないと、この子ども・子育て支援法による合議制の会議を設ける意味合いというものが無いというふうに私だ思うのです。

この条例の中で定めていただければ一番いいですよ、改正を一度取り下げるなりでもいいですけども、そうでないのであればやはり少なくとも規則の中でその構成なりをきちんとうたっていくと、そのくらいのもものは私はほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、考えておりますのは保護者の方々をまずたくさん参加していただきたいなというふうに実は考えております。

具体的な人数によりますと、やはり例えば保護者、現在は6名ほどというふうなふうに考えているのですが、これは町内、いろいろな施設ございますので場所によってもまたニーズが違ってくるものですから、そういったことで幅広い方に実は参加していただきたいなと思っているのですけれども、他町村の実情等を聞くとやはりなり手というのでしょうか、こういう委員の座につくということ自体がやはり一つの壁にもなる可能性があります。

したがって、規則でやはり定めてしまうことによって、その組織自体が掲載されるのかどうなのかということが実は疑問に私が思っていたわけでございます。

そのようなことで、そのほかには事業主の方、これは幼稚園も二つありますので、地域的にも違いますので、やはり双方が入らないとまずいだろうと、こういうふうに考えていったときに、それが実は15名というラインなんですけれども、それが全てが労働者で占めるだとか、あるいは全てが学校関係者で占めるだとか、そういったことでは意味を成しませんので、何とかこの規定する中で偏らない方法を何とかしていきたいと思っておりますので、そういう中でやらせていただければなということ、現在は規則において規定する予定はなかったところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 行政の条例手法の中では町長への委任事項というものが当然あると思うのです。例えば、6人と定めておいたけれども、どんなに探してもそれに満たない場合、そういうような場合については町長の定めるところによりとかといった中で、これにもあるのかな第6号がそうです、その他町長が適当と認めるとかいった中で、そのようにあるはずなんです。明文化して、それに縛られる、それによって会議の運営が図られない可能性があるという、それはこの会議自体の重要性というものをしっかりとやはりPRしていかない、行政側のほうにむしろ問題が生じる話ではないのかなと思うのです。

確かに、今の段階ではそのように偏らないようにしていきますよということのかもしれませんが、先ほどの議論ではないのですけれども、いつかの段階で、いやいや頼みやすい人を頼んだけど、だんだんと初めはまんべんなく委員として、構成員として頼んでいましたけれども、だんだんと断られたりといった中では、2年任期ですから、そういった中でだんだん頼んだときに引き受けてくれる人方というものが、そういう人方の集まりになっていったときに、いつの間にか第2号に定める人方ばかりだ、第3号に定める

人方ばかりだというようなことにもなってしまうと思うのです。

そこには当然、そうでなくてほかのもっと幅広い意見を聞くために、この会議を構成する者としての行政が努力しなければならない、会議の成立度を図る上でも行政が努力していかなければならないものだと、そういうもののためにやはり規則内でも人数の最低限の人数をやはり明示すべきだというふうに思います。

行政を信用しないわけではないですけれども、行政、私は厚岸町を私は信用しています。ただ、やはり本当に20年も30年もこの厚岸町というものがあり続ける行政団体である中において、今のこの議論というものが本当にその先の未来においてもされるのかというものの不安というものでさえ覚えるところでもあります。もう少し、再考というものが必要ではないのかなと。

せめて言うのであれば、規則の中でそれを定めるというものの中ではできることではないのかなというこの提案を3回目ですからこれで終わるのですけれども、させていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ご提言、大変ありがたい内容だと思いますが、今、考えておられるのは幼稚園とか学校上がる前の保育所の保護者という考え、非常に若い方々が保護者なんです。そういった方々が果たして私たちの要請に応じて就任をいただくことが容易なかなということはずっと考えておまして、実は公募した町もあるそうなんですけれども、ある部門では公募がなかったというところには、そういったところに原因があるのかなというふうに私は捉えております。

今回、あえてやはり条例設置ということにいたしましたのは、ただいまご心配されるようなふうにならないためにも、きちっと議会で認知された会議として、私どもは運営したいということでありまして、この条例上、設置する会議でございますので、今後、当然、議会としての関与もございませぬ関係から、そういったただいま申し上げたとおり、偏ることのない人選をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませぬか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお伺いしますけれども、今回の子育て会議条例なんですけれども、これは課長が提案理由で説明されたわけなんですけれども、国も結果的には子ども・子育て会議を設置するんですよ。これは、この子ども・子育て関連法が成立したので、それを推進するという立場でやるんですけれども、この今回、厚岸町が設置しようとする条例化して設置しようとする子育て会議は、それに縛られてこの法律を推進するためのものとして縛られるものではなくて、厚岸町の状況をよくつかみ、あるいは保護者、父母だとか、そういう人たちの要望が反映されて、子どもたちの子育てに当たってどういう施策が進めていけばいいのかということを実体化できるように提言をしたり、問題があれば指摘

をするというような考えで進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） はい、国におきましては、この子ども・子育て会議を内閣府において設置いたしました。内閣府に置かれましたのは、これまでの幼稚園の文部科学省、保育所の厚生労働省、それを一つの施設とした位置づけ、今は別々の法に基づいた施設なっておりますので、それを一つの基準に基づいた、そこには幼児教育の向上だとか、そういった表現で出ていますけれども、そういったところで幼保連携認定こども園の設置推進を図るものであります。

我々これからこの会議につきまして行いますのは、当然、国が求めるアンケート調査を実施しますが、その中には厚岸町の環境、それから事業者の考え方、そういったことを見て、聞いて、厚岸ならではの子育て支援について総合的にまとめるものでございます。ですから、国の一方的な指示に基づく内容となるものではないということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、説明いただいたわかったのですが、やはりこのせっかく設置される会議ですよね。そして先ほど堀議員もおっしゃっておられましたけれども、やはり幅広い人材をきちんとこの会議に確保すると、何かよく金太郎飴という話を聞きますけれども、どんな会議に行っても同じような人が出てきて、同じような顔ぶれで会議が進められていくというような会議では、この会議はないものというふうに思うのです。

それで、そのための人材の選考には苦勞されることもたくさんあるのではないのかなというふうに思いますけれども、やはり保育所だとか幼稚園だとか学童保育だとか、そのほかに障がい者のことだったりとか、いろいろなものがたくさんありますから、そういうことにかかわる、かかわっている人、あるいはそれを運営する人、またはその父母の方々、それぞれがやはり幅広く参加して意見を出せるような、そういう会議にしていたかなければ、せっかく設置しても、結果的に何かの了承機関になっては私は困ると思うのです。そのあたりは、しっかり踏まえてこの会議、運営を進めていきたということで、今、課長は何か父母の方々6名程度というような話もされておりましたけれども、やはりそこで働く人も含めて考えてほしい、あるいは事業運営する人も、そういう人たちがやはりきちんと運営する人はこういう問題がある、あるいはそこで働いている人はこういうときに非常に困っているだとか、ここを改善してほしいだとか、そういうことを訴える場にもしていただきたいし、あるいはこの父母の方々今、非常に共働きも多くなっていますから、以前と違って、相当ふえていると、そうすればそれに合ったニーズというものも相当変わってきていると思うのです。我々が子育てした時代とはもう何十年もたっていますから、相当変わってきている、そういうものに応えるようなことができるような会議に持って行っていただきたいなということで、そういう人選を進めて本当に地方版の会議が厚岸にきちんと合った運営がされるように進めていただきたい

いのですが、最後にもう一言お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

会議の構成員のことでございます。堀議員からもご質問があったわけでありまして。当然、両議員からの質問であります、そのことも十分に考慮しながら人選をさせていただきます、より効果あるものにしていきたい、そのように考えているわけでありまして、ご承知のとおり今、説明いたしましたとおり、第3条の2項に構成員についての具体的な項目があるわけでありまして、そういう中にかかわらず、そういういろいろな方もおるかと思っておりますので、選任する町長といたしましては、十分に両議員の質問に沿うような人選をさせていただきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） ほかございせんか。

（「ちょっと休憩お願ひします」と発言する者あり）

午後4時31分休憩

午後4時33分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

それでは、条例の字句の訂正を申し出がありますので、ここで許します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変、貴重な時間の中、申しわけございません。

お許しをいただきましたので、議案の字句の訂正をさせていただきます。

議案書23ページの第4条、委員の任期は2年とする。次の字です、「だだし」となっているところを「ただし」に改めていただきたい、そのようによろしくお願ひいたします。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

（は い）

●議長（音喜多議員） それでは、お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算……

（「議長、済みません。その前にちょっと休憩していただけませんか、お願いがあるものですから」と発言する者あり）

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。
12番、室崎議員。

- 室崎議員 68号の質問の中で、私、条例の一部をきちんと読まないで、取り違えて、それを前提にした質問をしておりまして大変なご迷惑をおかけいたしましたので、おわびして訂正したいと、そのように思いますので、その訂正の発言をお許しいただきたいのですが。

- 議長（音喜多議員） ただいま12番、室崎議員より、議案第68号にかかわる訂正の申し出がございますので、これを皆さんにお諮りいたします。
許可してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） それでは、そのようにいたします。
それでは、12番、室崎議員。

- 室崎議員 貴重なお時間を拝借して申しわけございません。

私、68号の質問の中で、この条例の第2条をきちんと読まないでやっけていまして、まことに粗忽で申しわけございません。

その中で、交換の場合の上限に片方の財産の上限がないのではないかとということ前提にして質問をしておりましたが、よく見ましたらきちんと入っておりました。それで、そのような質問をいたしまして、町長、副町長、そして担当課長に多大なご迷惑をおかけいたしましたので、今後、このようなことのないように十分に勉強して、より精査して質問をしたいと思っておりますので、どうかお許しをいただきたく、また私の質問の内容のこの部分について訂正をお願いいたしたく、平におわびしてお願いする次第でございます。

●議長（音喜多議員） 以上で、12番、室崎議員からの訂正の申し出を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第9、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第71号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第72号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第73号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第74号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第75号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第77号 平成25年度厚岸町水道事業会計特別補正予算、以上8件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第76号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ681万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,679万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では8款、8項、歳出では9款、18項にわたって、それぞれ681万9,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金、371万6,000円の増、説明欄記載のとおり、それぞれ入所児童の増によるものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料、101万6,000円の増、厚岸情報ネットワーク使用料の見込み増であります。

2目民生使用料、2節児童福祉使用料、16万9,000円の増、太田へき地保育所入所児童の増によるものであります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、97万5,000円の減、農山村活性化プロジェクト支援交付金、事業執行に伴う交付見込み額の減によるものです。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、3,900万円の減。社会資本整備総合交

付金、歳出、道路新設改良費の床潭末広間道路整備事業への配分額確定に伴う減額補正であります。

6 節防衛施設周辺整備事業補助金、1,273万5,000円の増、太田門静間道路整備事業補助金949万1,000円の増、北海道防衛施設局から補助金の増額内示に伴うものであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金、河川総務324万4,000円の増。最終の交付決定が例年どおり11月下旬となり、予算額を上回る額であった場合、12月補正では本年度予定の潮見川改修事業の追加事業の執行が困難であるため、前年度と同額を期待値として補正経常して、その対応に備えるものであります。

16款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金、7,000円の増。畜産特別支援資金利子補給費補助金、新規制度分の計上で歳出でご説明いたします。

5 節水産業費補助金、1,910万円の増。地域づくり総合交付金水産振興1,770万円、新規計上、地域づくり総合交付金養殖事業140万円、新規計上、交付内示による計上であります。

5 目商工費道補助金、1 節商工費補助金、111万円の増。消費者行政活性化事業補助金、新規計上。歳出の消費者行政活性化に充当する補助金であります。

18款1 項寄附金、4 目衛生費寄附金、2 節環境政策費寄附金、7万円の増。4 北海道株式会社様7万542円、環境保全のために寄附をいただいたものであります。

20款、1 項、1 目繰越金、1 節前年度繰越金、2,023万7,000円の増、補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6 項雑入、2 目1 節過年度収入、319万3,000円の増、説明欄記載のとおり、前年度の国庫及び道負担金の精算確定に伴う追加交付分の計上であります。

3 目、3 節雑入、230万3,000円の増、主な内容は厚岸情報ネットワーク損害賠償金14万5,000円、事故によるケーブル等破損に対する賠償金であります。

町有建物災害共済金、情報化推進26万3,000円、自然災害によるケーブル等破損に対する共済金であります。

いきいきふるさと推進事業助成金、養殖事業100万円、水産増養殖調査研究への交付決定に伴う補正計上であります。

総合賠償補償保険金、訴訟事務40万3,000円、事務局費の訴訟事務に対する保険金であります。

22款、1 項共済、4 目農林水産業債、1 節農業債、280万円の増。3 節水産業債、1,810万円の減、6 目土木債、2 節道路橋梁債、1,710万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費の増減及び起債対象額の増額に伴う計上であります。

10目、1 節臨時財政対策債、190万円の増、発行可能額確定に伴う計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

11ページ、歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、68万9,000円の増、主に町民駐車場整備事業65万円、新規計上。港町の町民駐車場西側の通路である国有地を所管する釧路財務事務所から購入要請があり、その提示された概算価格による予算計上であります。場所につきましては、配付資料をご参照願います。

4 目情報化推進費、1,175万9,000円の増、総合行政情報システム424万円の増、システム端末のOS、Windows XPが来年4月でサポートが終了すること、基幹システムの庁舎内設置のサーバーが耐用年数を経過すること、役場庁舎が津波による浸水被害に遭った場合の行政情報の保全などに対応するため、端末機器などの更新とサーバーを役場庁舎から札幌市内のデータセンターに移行させるとともに、総合行政情報システムの全般的な見直しを進めており、平成26年度からスムーズなシステム移行をさせるため、試験運用する平成26年3月分の予算を計上するものであります。

厚岸情報ネットワーク420万4,000円の増、新規設置の見込み増分が321万6,000円、第三者の事故による破損修繕分が14万5,000円、自然災害による破損修繕分が84万3,000円の計上であります。

厚岸情報ネットワーク設備整備事業331万5,000円の増、町有の光回線ケーブルについて、北電柱の建てかえに伴う強化変更分として197万4,000円、NTT柱の建てかえに伴う強化変更分として80万5,000円、道道の道路改良に伴う強化変更分として53万6,000円であります。

5 目交通安全防犯費14万8,000円の減、交通安全施設整備事業、事業の入札執行に伴う減であります。

10目企画費、9万円の減。

次ページにわたり、企画一般2万3,000円の減、負担金確定に伴う増減であります。

国際地域交流6万7,000円の減、姉妹都市クラレンス市訪問団受け入れにかかる経費の精算減であります。

4 項選挙費、3 目町長選挙費、509万円の減、次ページにわたり選挙事務執行に伴い精算減であります。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、補正額ゼロ、説明欄記載のとおり、事務事業内の執行科目の組みかえであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費24万5,000円の増、主に保健福祉総合センター健康広場施設修繕料の計上であります。

2 目心身障がい者福祉費、653万6,000円の増。主に障がい程度区分等審査会13万4,000円の増、審査会の開催見込みの増によるものであります。

次ページ、心身障がい者福祉一般645万4,000円の増、主に平成24年度に交付された障がい者自立支援給付費国庫負担金等の精査に伴う返還金であります。

4 目老人福祉費、96万8,000円の増。主に介護保険特別会計94万5,000円の増、操出金の計上であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、16万3,000円の増、主に子ども・子育て支援15万9,000円、議案第69号の条例に基づく子ども・子育て会議の開催に伴う委員報酬などの新規計上であります。

次ページ、4 目児童福祉施設費、990万8,000円の増。保育所一般255万1,000円の増、広域入所者がふえたことによる委託料の増であります。

真竜保育所496万3,000円の増、ゼロ歳児と1歳児の入所者が増えたことによる臨時保育士2人分の賃金などの計上であります。

宮園保育所、239万4,000円の増、障がいのある児童が入所したことによる臨時保育士

1人分の賃金などの計上であります。

5目児童館運営費186万5,000円の増、次ページ、子夢希児童館、児童クラブ登録児童数がふえたことによる非常勤指導員1人分の賃金などの計上であります。

4款衛生費、1目保健衛生費、2目健康づくり費、179万4,000円の減、保健福祉総合システムについて本年8月のシステム更新を来年3月までの再リースとしたことによる減であります。

2項環境政策費、1目環境対策費、10万円の増。環境対策寄附金を財源として環境保全基金への積み立てであります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、4万7,000円の増、主に畜産特別支援資金利子補給1万2,000円、新規計上。北海道で新たに酪農家の負債整理を進めるための低利融資に対する利子補給制度が制定され、貸し付け利率のうち町が0.06%分を助成することにより、北海道が0.12%分を上乗せ負担する内容であります。現在、釧路太田農業協同組合から町へ利子補給助成の要望と2件の申請が出されており、関連する債務負担行為の設定とあわせ、今年度分の利子補給予算を計上するものであります。

5目農地費、3万6,000円の減、次ページ、事業事務費の精算に伴う減であります。

7目農業施設費、126万5,000円の減、尾幌酪農ふれあい広場68万3,000円の増、本年度の消防用設備点検によってふぐあいのあった非常放送設備の修繕料の計上であります。

太田地区活性化施設整備事業194万8,000円の減、当初計上の地質調査委託料と基本計画策定委託料をあわせて実施設計委託料として執行する科目の組みかえであります。

3項水産業費、1目水産業総務費、10万の増。消費地流通意向調査事業、厚岸漁業協同組合が実施する同事業への町単独助成の計上であります。

2目水産振興費、1,741万円の増。次ページにわたり、当初計上しておりました環境生態系保全活動支援事業が事業期間の満了に伴い新しく水産多面的機能発揮対策支援事業となったことによる予算の組みかえであります。

次の三つの事業は、事業主体である厚岸漁業協同組合に対して、北海道の地域づくり総合交付金の交付内示があったことにより、制度上、交付金を町を経由させる必要があり、補正計上するものであります。省エネ冷凍設備導入事業710万円、使用電力量が軽減となるタイプの冷凍設備の導入であります。加工原料省力化設備等整備事業560万円、主力魚種であるサンマ用の選別機の導入であります。市場衛生管理システム導入事業500万円、サンマ水揚げの際の荷受け用の高鮮度保持設備の導入であります。

3目漁港管理費、12万2,000円の増。

4目漁港建設費、1,813万3,000円の減。水産物供給基盤機能保全事業、床潭漁港。北海道によって、本年度に予定されていた床潭漁港もの揚げ場陥没箇所の本体工事について、国の予算成立のおくれと必要工事費が増額となったことにより、平成26年度実施に延期されたことによる減額であります。

5目養殖事業費、271万3,000円の増。次ページにわたり、カキ種苗センター82万8,000円の増。老朽化した施設の修繕料の計上及び執行見込みに伴う減額補正であります。水産増養殖調査研究188万5,000円の増、道の地域づくり総合交付金140万円と北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金100万円を受けて、水産増養殖の調査研究予算を計上するものであります。

6 目水産施設費25万円の増、説明欄記載のとおり、三つの施設についての修繕料の計上であります。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時53分休憩

午後 4 時53分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

●議長（音喜多議員） 会議時間の延長をします。

平成25年度各会計補正予算審査特別委員会が設置されるまで、ここであらかじめ時間の延長を行います。

●議長（音喜多議員） 税財政課長、どうぞ。

●税財政課長（小島課長） 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費、111万円の増。次ページにわたり北海道から100%補助の交付内示により、消費者行政活性化予算の計上であります。放射線測定機器保守点検委託料は、独立行政法人国民生活センターから無償貸与を受け、学校給食センターで使用されている機器を対象としたものであります。

3 目食文化振興費、8 万3,000円の増。味覚ターミナル道の駅施設修繕料の計上であります。

4 目観光振興費 1 万4,000円の減、5 目観光施設費 1 万9,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、13万2,000円の増。次ページ、3 目土木用地費 8 万4,000円の減、それぞれ執行見込みによる増減であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費、51万9,000円の増。道路橋梁管理79万4,000円の増、主に真竜小学校入り口の通学用歩道などの整備用予算の計上であります。奔渡町湖岸道路ほか整備事業27万5,000円の減、予算執行確定による減額補正であります。

2 目道路新設改良費、4,761万8,000円の減、床潭末広間道路整備事業6,089万6,000円の減、財源である社会資本整備総合交付金の配分額確定に伴う減であります。

次ページ、プライベート道路防雪柵整備事業、事業執行に伴う予算内での科目の組みかえであります。太田門静間道路整備事業1,356万5,000円の増、北海道防衛施設局から補助金の増額内示に伴う増額補正であります。港町西 3 の通整備事業、28万7,000円の減、予算執行確定に伴う減額であります。

3 項河川費、1 目河川総務費、1,000万円の増。別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、24 国債。事業執行に伴う予算内での科目の組みかえであります。

次ページ、汐見川改修事業1,000万円の増。歳入でご説明したとおり、特定防衛施設周

辺整備町政交付金を見込んでの増額計上であります。

6項住宅費、1目建築総務費、200万円の増。住宅リフォーム支援について、当初計上分の500万円が41件の申し込みによりほぼ満度に執行見込みとなり、現在まで登録業者の聞き取りや直接町民からの問い合わせで15件のリフォーム工事が見込まれて、本年度の追加助成募集の期待が大きいことから増額補正するものであります。

8款、1項消防費、2目災害対策費17万4,000円の増、災害対策17万4,000円の増、津波避難場所整備事業説明欄記載のとおり事業執行に伴う予算内での科目の組みかえであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、40万3,000円の増。訴訟事務、控訴審の今後の予定により弁護士への委託料を増額するものであります。

6項保健体育費、2目社会体育費、14万円の減。次ページ、3目温水プール運営費、16万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり執行状況による増減補正であります。

4目学校給食費、15万6,000円の増。学校給食センター、主に賃金では調理体制を構築するため、非常勤職員3人分を減じ、フルタイム勤務の臨時職員2人分に振りかえ、また賄い材料費は釧路管内市町村が参加する10月の釧路ふるさと愛食月間で、管内の食材を使用した学校給食を提供する予算の計上であります。

12款、1項、1目給与費、補正額ゼロ。次ページに記載のとおり財源内訳であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開きください。

畜産特別支援利子補給に関する債務負担、期間は平成26年度から平成50年度まで。限度額は188万9,000円であります。制度内容は、歳出でご説明したとおりであります。下段に調書補正を記載しておりますので、ご参照願います。

1ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお開きください。

次に変更であります。辺地対策事業限度額2,120万円の減、過疎対策事業1,120万円の減、臨時財政対策債190万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6ページに地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高109億379万円、25年度中起債見込み額6億4,110万円、補正後の平成25年度末現在高見込み額は106億24万円となるものであります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

次に、議案第71号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,641万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,635万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款、3項、歳出では3款、5項にわたって、それぞれ1,641万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目、1節財政調整交付金、934万6,000円の増。交付見込み分の計上であります。

5款、1項、1目療養給付費等交付金、2節過年度分、31万6,000円の増、前年度分の精算交付であります。

7款道支出金、2項道補助金、2目、1節財政調整交付金、675万4,000円の増。交付見込み分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費50万円の減。国民健康保険一般レセプト保険者点検業務委託料、委託契約確定に伴う58万5,000円の減。ほか、説明欄記載のとおりであります。

2項町税費、1目賦課徴収費、補正額ゼロ。5項、1目特別対策事業費、9万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費、それぞれ補正額ゼロで、財源内訳補正であります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金、1,682万3,000円の増、次ページにわたり前年度以前に交付された療養給付費等国庫負担金などの精算返還金であります。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,016万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,746万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では2款、2項、歳出では1款、1項に

わたり、それぞれ1,016万4,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料、664万8,000円の増、太田地区片無去地区の計量使用料、当初、補正計上予定の事業財源として留保分の補正計上であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金、351万6,000円の増、地域づくり総合交付金の交付内示による補正計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

2款水道費、1項1目水道事業費、1,016万4,000円の増、片無去浄水場整備事業546万円、新規計上。北海道の地域づくり総合交付金の内示を受けて高感度濁度計1台、ろ過池制御回路の老朽化に伴う更新工事であります。

太田浄水場整備事業470万4,000円、新規計上。同交付金の内示を受けて、内部配管と排水ポンプ2台の老朽管に伴う更新工事であります。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,309万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億634万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款、4項、歳出では3款、3項にわたり、それぞれ3,309万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

4款、1項支払い基金交付金、1目、1節介護給付費交付金、42万4,000円の増。

5款道支出金、1項道負担金、1目、1節介護給付費負担金、237万6,000円の増。それぞれ前年度分精算に伴う追加計上であります。

7款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金、94万5,000円の増。

8款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、2,934万9,000円の増。平成24年度決算に伴う繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、3 項 1 目介護認定審査会、1 万6,000円の減。厚岸浜中介護認定審査会の事務処理システム予算の増減であります。

2 目認定調査等費96万円の増、介護認定調査員 1 人分の採用を臨時職員から非常勤職員へ切りかえたことによる調整増であります。

5 款、1 項、1 目介護給付費準備基金費、2,787万8,000円の増、平成24年度からの繰越金のうち、返還分を除く基金へ積み立てるものであります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金、427万2,000円の増。前年度の介護給付費国庫負担金等の精算返還金であります。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（2 回目）。

平成25年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億6,808万7,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。歳入では 1 款、1 項、歳出では 1 款、1 項にわたって、それぞれ12万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

9 款諸収入、1 項、1 目、2 節雑入、12万7,000円の増。自動車事故損害共済金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、6 ページ、歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、4 目短期入所生活介護サービス事業費、12万7,000円の増。さきに議決いただきました議案第64号の損害賠償の額を定めることについての関連予算の計上であります。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）。

平成25年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第 1 条、第 1 項歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億1,992万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款、1項、歳出では2款、2項にわたってそれぞれ23万3,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

4款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、23万3,000円の増、平成24年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、2項、1目徴収費、補正額ゼロで、説明欄記載のとおり、賦課徴収需要費内の調整であります。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金23万3,000円の増、平成24年度決算における出納整理期間の4月と5月の保険料収入分を今年度の後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金として補正計上するものであります。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

続きまして、議案第76号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,638万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ131万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

8款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、131万円、平成24年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、131万円の増、主に施設愛称募集記念品、施設の修繕料、低床ベッドや肘つきイスなど、施設

用備品購入費の追加計上であります。

以上をもちまして、議案第70号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第76号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、上程いただきました議案第77号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条、総則。

平成25年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

主な建設改良事業について、配水管布設がえ等事業を205万9,000円増額し、1,125万9,000円に、機器等更新事業を5万7,000円減額し、274万3,000円に、設備改修事業を567万1,000円増額し、1,667万1,000円とするものでございます。

3条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、1款水道事業収益を17万5,000円増額し、2億6,690万1,000円とするものでございます。

2項営業外収益も同額の17万5,000円増額するものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用を22万9,000円増額し、2億3,807万4,000円とするものでございます。

1項営業費用も同額の22万9,000円増額でございます。

収益的収支の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。5ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、3目消費税及び地方消費税還付金は17万5,000円の増額であります。建設改良事業による工事費の増に伴う消費税及び地方消費税の還付金の増でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、6目資産減耗費は22万9,000円の増額であります。これは、災害復旧工事により、取水ポンプ場に設置の非常用発電装置を更新することに伴い、除却費を計上するものでございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。収入では、1款資本的収入を529万7,000円増額し、1億5,511万2,000円とするものであります。

2項国庫補助金は、424万7,000円の増額、6項補償金は105万円の計上でございます。

2 ページをお開き願います。

支出では1款資本的支出を767万3,000円増額し、2億8,622万5,000円とするものでございます。

1 項建設改良費が767万3,000円の増額でございます。

資本的支出の内容につきましては、再び補正予算説明書によりご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

1 款資本的収入、2 項 1 目国庫補助金は424万7,000円の増、取水ポンプ場災害復旧工事に対する補助金の増でございます。

6 項、1 目補償金は、105万円の計上でございます。尾幌地区の河川改修工事に伴う配水管移設補償費の計上です。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項、1 目建設改良費は767万3,000円の増額、配水管布設がえ等事業205万9,000円の増、機器更新事業 5 万7,000円の減、設備改修事業567万1,000円の増であります。

配水管の移設工事と設備の災害復旧工事の発生及び機器更新工事の執行減などによるものでございます。

ここでまた、1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1 億3,111万3,000円について、過年度分損益勘定留保資金738万8,000円、後年度分損益勘定留保資金 1 億783万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,004万8,000円及び建設改良積立金583万8,000円で補填するものでございます。

3 ページは、補正予算実施計画、4 ページは補正資金計画、飛んで6 ページと7 ページは予定貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（2 回目）の内容でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本8件の審査方法について、お諮りいたします。

本8件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本8件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 5 時17分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年 9 月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員